

第1部 総論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨と計画の根拠

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、2000年（平成12年）の創設から17年が経過し、全国のサービス利用者は制度創設時の3倍を超え500万人に達しており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

一方で、高齢化に伴い、介護費用の総額も制度創設時の約3倍の10兆円を超えるとともに、保険料の全国平均は、制度創設時は月額3,000円を下回っていたものの、現在は5,000円を超え、2025年（平成37年）には8,000円を超えることが見込まれています。

また、2025年（平成37年）には、いわゆる団塊世代の全てが75歳以上になるほか、2040年（平成52年）には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進行することが見込まれています。

本市における65歳以上の高齢者人口は、平成29年4月1日現在で6,454人、高齢化率は37.1%となっておりますが、高齢化の進行に伴い平成37年には高齢化率は38.4%に上り、特に75歳以上の高齢者人口は、平成29年4月1日現在の3,471人から平成37年には10%増の3,819人に達すると推計され、到来する超高齢化社会に向けた施策をさらに推し進めることが必要です。

第6期（平成27年度～29年度）以降の計画は、「地域包括ケア計画」として位置づけられ、2025年（平成37年）までの各計画期間を通じて「地域包括ケアシステム」を段階的に構築することとされており、特に第7期（平成30年度～32年度）以降の計画については、これまでの取組みを検証するとともに計画について必要な見直しを行い、より質の高いサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用するしくみを構築し、制度の持続可能性を確保していくことが重要です。

このような観点から、本計画では「砂川市第6期総合計画（平成23年度～32年度）」で掲げる本市の目指す都市像である『安心して心豊かにいきいき輝くまち』の実現に向けて、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」に引き続き取り組みます。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく市町村老人福祉計画として、全ての市町村が定めるものとされており、高齢期になっても住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと暮らすことができる環境づくり及び支援体制を計画的かつ効率的に整備することを目的としています。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、地域の要介護又は要支援の認定を受けた方（以下「要介護者等」という。）がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスの円滑な実施を目的として、高齢者保健福祉計画と同様に、全ての市町村が定めるものとされています。

本市では、高齢者の保健福祉政策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定しました。

(2) 計画の位置づけ

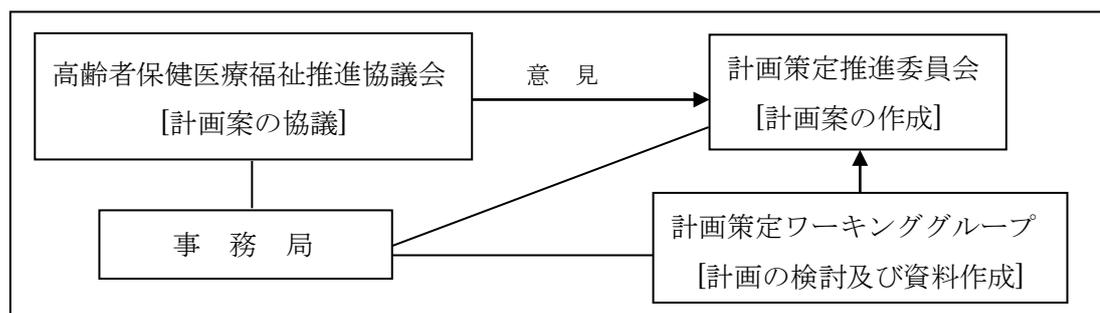
本計画は、上位計画である「砂川市第 6 期総合計画」の部門別計画として、目指す都市像である『安心して心豊かに いきいき輝くまち』の実現に向けて、高齢者の総合的な保健・福祉・介護の施策の推進を図るとともに、「砂川市障害者福祉計画」をはじめとした関連計画との整合性を確保しつつ、本市における高齢者施策全般にわたる総合的な計画として策定しました。

第 2 節 計画の体制

1 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、幅広い関係者の参画により、地域の特性に応じた事業展開を図るため、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者及び一般公募による介護保険被保険者からなる 11 名の委員による「砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会」を設置し、平成 29 年 5 月から計 5 回の会議を開催しました。

また、庁内の様々な関係部署と緊密に連携を行う組織として「砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会」及び「砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定ワーキンググループ」を設置し、協議・検討を図り策定作業を進めました。



2 市民への周知

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の見直しにあたり、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活機能の維持・向上、自立支援に向けた介護予防サービスの充実、地域支援事業及び介護給付対象サービスの水準が介護保険料に与える影響などの周知を図ります。

3 計画の期間

「第7期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、平成30年度から32年度の3年間の計画期間とします。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
第6期計画								
			第7期計画					
						第8期計画		

4 計画の進行管理

本計画を進めるにあたり、市民への施策の周知・啓発に努めるとともに「砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会」が引き続き計画の進行管理を行うこととし、年度ごとに達成状況などを把握したうえで、分析・評価などに基づく必要な対策を講じます。

第3節 日常生活圏域

1 日常生活圏域の設定

本計画の策定にあたり、市町村は、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を設定することとされています。

本市においては、居住地域が東西約5Km、南北約10Kmに集約された中で比較的集落が点在していないこと、主要国道が南北を縦貫するなどにより交通網が整備されていること及び本市の中心に医療・介護連携の中核となる市立病院が位置していることなどから、日常生活圏域は1圏域としています。

第4節 高齢者等の状況

1 人口の推移

平成29年4月1日現在、住民基本台帳による本市の総人口は17,406人で、介護保険制度施行時の平成12年4月1日の21,136人と比較すると、17年間で3,730人減少しています。

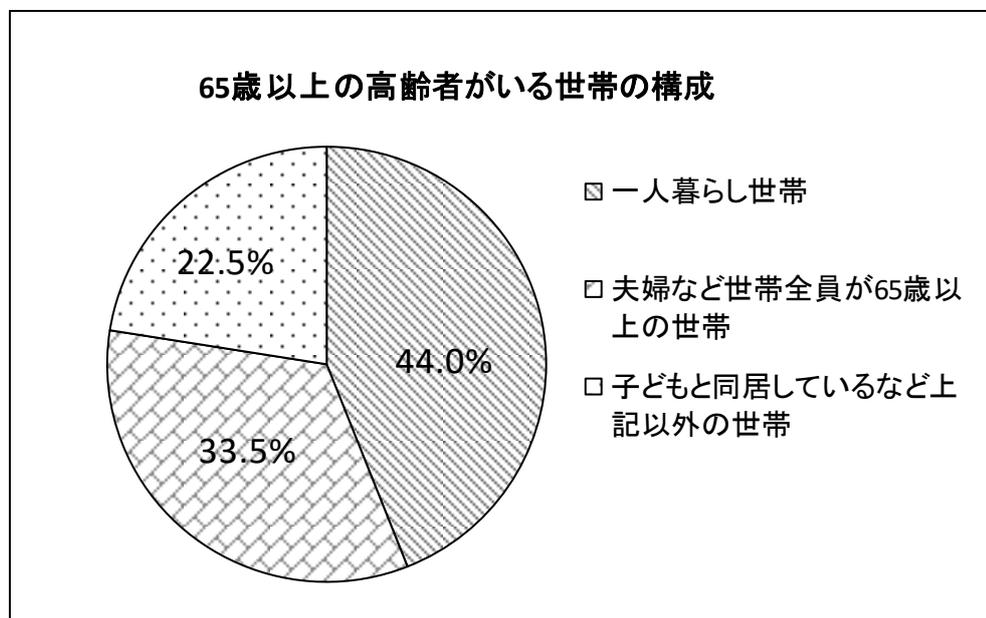
総人口のうち、65歳以上の高齢者数は6,454人、高齢化率は37.1%で、平成12年の高齢者数4,838人、高齢化率22.9%と比較すると、高齢者数は1,616人の増加、高齢化率は14.2ポイント上昇しています。

また、75歳以上の高齢者数は3,471人で、高齢者人口の53.8%を占めており、平成12年の2,020人と比較すると1,451人増加しています。

2 高齢者世帯の状況等

平成29年4月1日現在、住民基本台帳による本市の世帯総数は8,916世帯で、そのうち、65歳以上の高齢者がいる世帯は4,635世帯で、世帯総数に占める割合は52.0%となり、おおよそ2世帯に1世帯は高齢者がいる世帯となっています。

65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、一人暮らし世帯の割合は44.0%、高齢者のみの世帯（夫婦など世帯員全員が65歳以上の世帯）の割合は33.5%となっています。



※平成29年4月1日現在 介護福祉課「高齢者台帳システム」より

また、本市の高齢化率は、全国や全道を上回る割合で年々上昇しています。

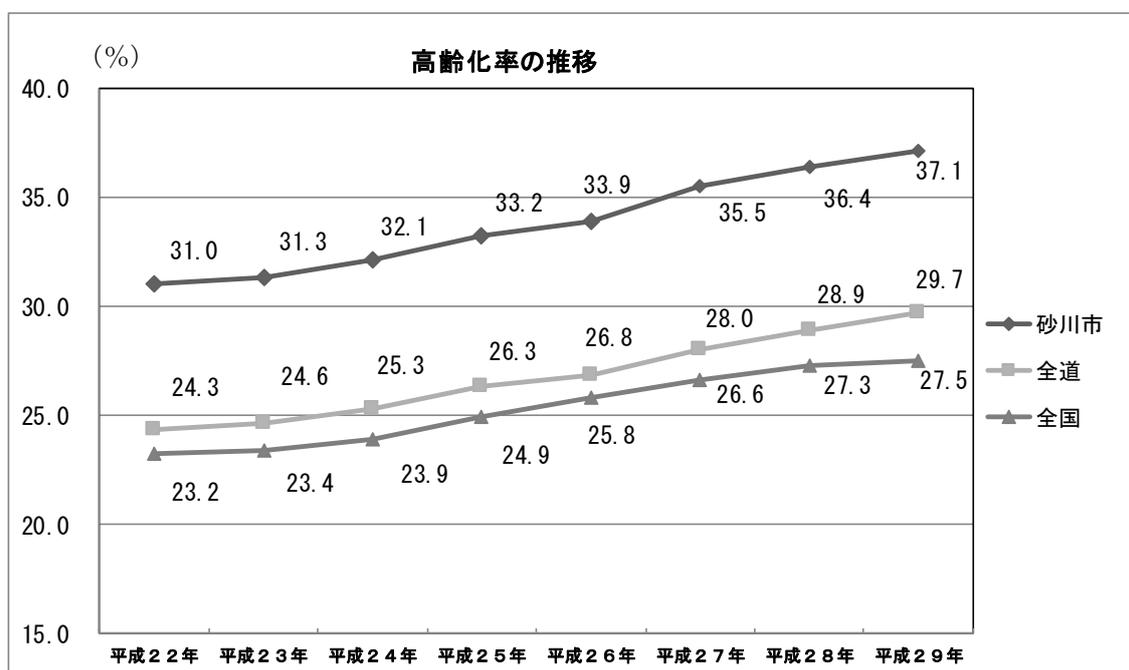
高齢化率の推移

(各年4月1日現在)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
砂川市	31.0%	31.3%	32.1%	33.2%	33.9%	35.5%	36.4%	37.1%
全道	24.3%	24.6%	25.3%	26.3%	26.8%	28.0%	28.9%	29.7%
全国	23.2%	23.4%	23.9%	24.9%	25.8%	26.6%	27.3%	27.5%

※全道の平成26年以降の率は1月1日現在

(北海道の集計基準日が平成26年から変更されたため)



3 高齢者人口の推計

平成30年度以降の高齢者人口は、砂川市人口ビジョンを基に推計をした結果、次のページのとおりとなります。

前期高齢者（65～74歳）人口は、今後減少に転じますが、後期高齢者（75歳以上）人口は、今後も増加し、前期高齢者及び後期高齢者を合わせた本市の高齢者人口は、今後減少することが見込まれます。

また、高齢化率については、今後も上昇することが見込まれており、平成29年度に37.1%であったものが、平成32年度には37.8%、平成37年度には38.4%になると推計されます。

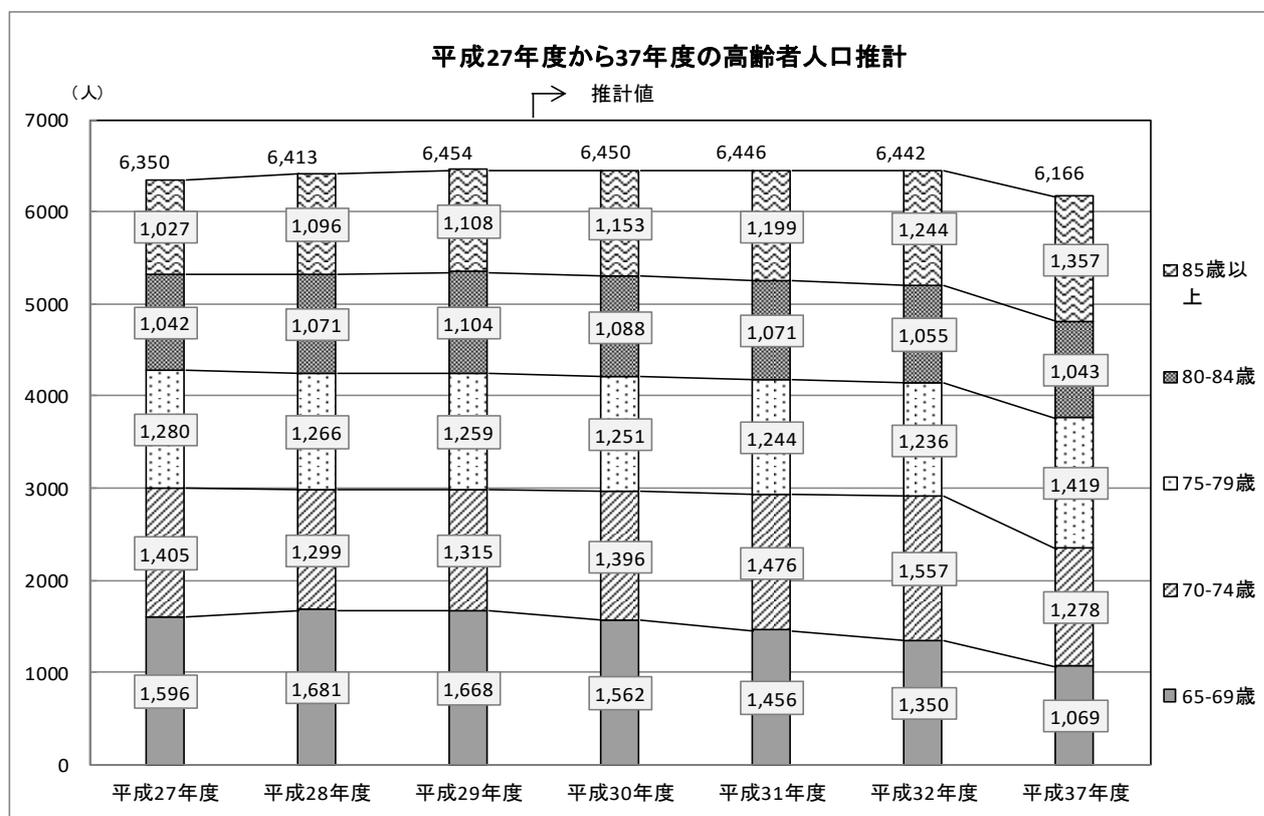
前期高齢者の割合は、平成29年度に17.1%であったものが平成32年度には17.0%、後期高齢者の割合は同19.9%から同20.7%になると見込まれます。

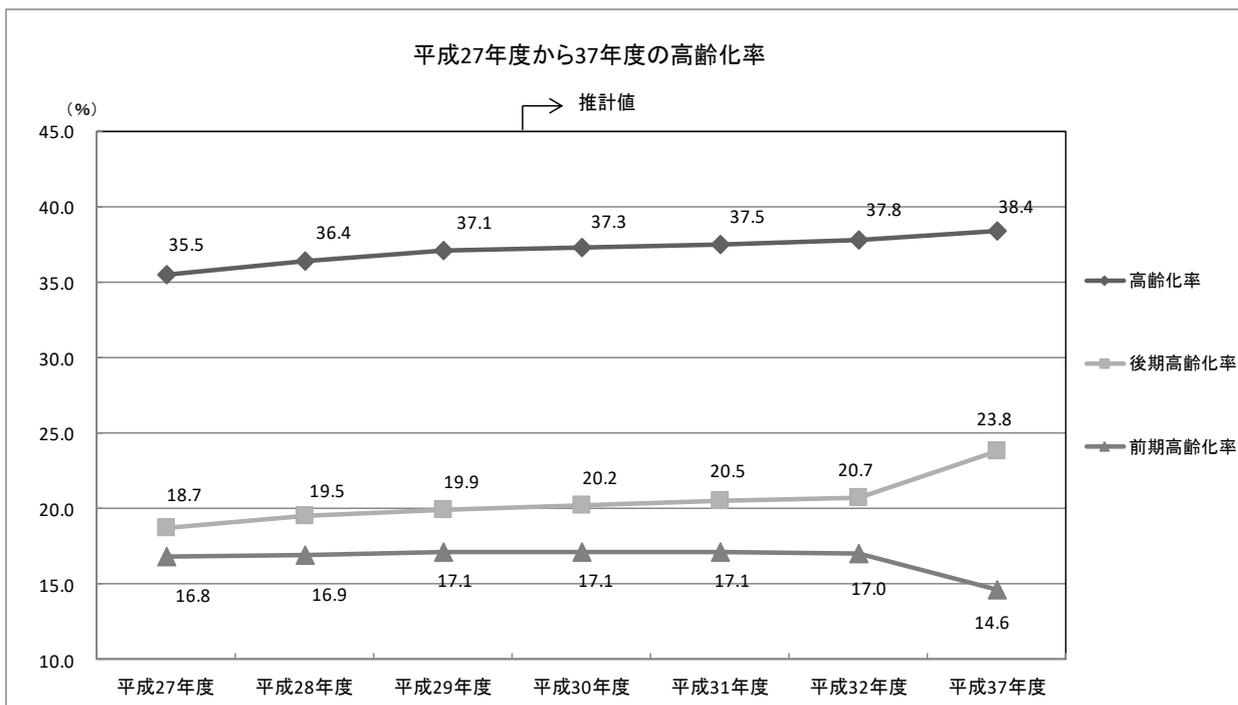
平成27年度から37年度の高齢者人口推計

(単位 人)

	実績値			推計値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口	17,907	17,639	17,406	17,293	17,177	17,063	16,068
40-64歳	5,784	5,616	5,511	5,419	5,328	5,236	4,841
65-69歳	1,596	1,681	1,668	1,562	1,456	1,350	1,069
70-74歳	1,405	1,299	1,315	1,396	1,476	1,557	1,278
前期高齢者計	3,001	2,980	2,983	2,958	2,932	2,907	2,347
75-79歳	1,280	1,266	1,259	1,251	1,244	1,236	1,419
80-84歳	1,042	1,071	1,104	1,088	1,071	1,055	1,043
85歳以上	1,027	1,096	1,108	1,153	1,199	1,244	1,357
後期高齢者計	3,349	3,433	3,471	3,492	3,514	3,535	3,819
高齢者計	6,350	6,413	6,454	6,450	6,446	6,442	6,166
高齢化率	35.5%	36.4%	37.1%	37.3%	37.5%	37.8%	38.4%
前期高齢化率	16.8%	16.9%	17.1%	17.1%	17.1%	17.0%	14.6%
後期高齢化率	18.7%	19.5%	19.9%	20.2%	20.5%	20.7%	23.8%

※平成32・37年度は砂川市人口ビジョンより、平成30・31年度は砂川市人口ビジョンを基に推計





4 介護保険被保険者数の推計

介護保険制度では、65歳以上の高齢者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方を第2号被保険者としています。

第1号被保険者、第2号被保険者それぞれの平成37年度までの人数は、次の表のとおり推計されます。

介護保険被保険者数の推計 (住所地特例勘案 ※注) (単位 人)

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者	65-74歳	2,958	2,932	2,907	2,347
	75歳以上	3,517	3,539	3,560	3,844
	計	6,475	6,471	6,467	6,191
	総人口に占める割合	37.4%	37.7%	37.9%	38.5%
第2号被保険者	40-64歳	5,419	5,328	5,236	4,841
	総人口に占める割合	31.3%	31.0%	30.7%	30.1%

※高齢者人口推計を基に推計

5 要介護（要支援）認定者数の現状と推計

(1) 現状

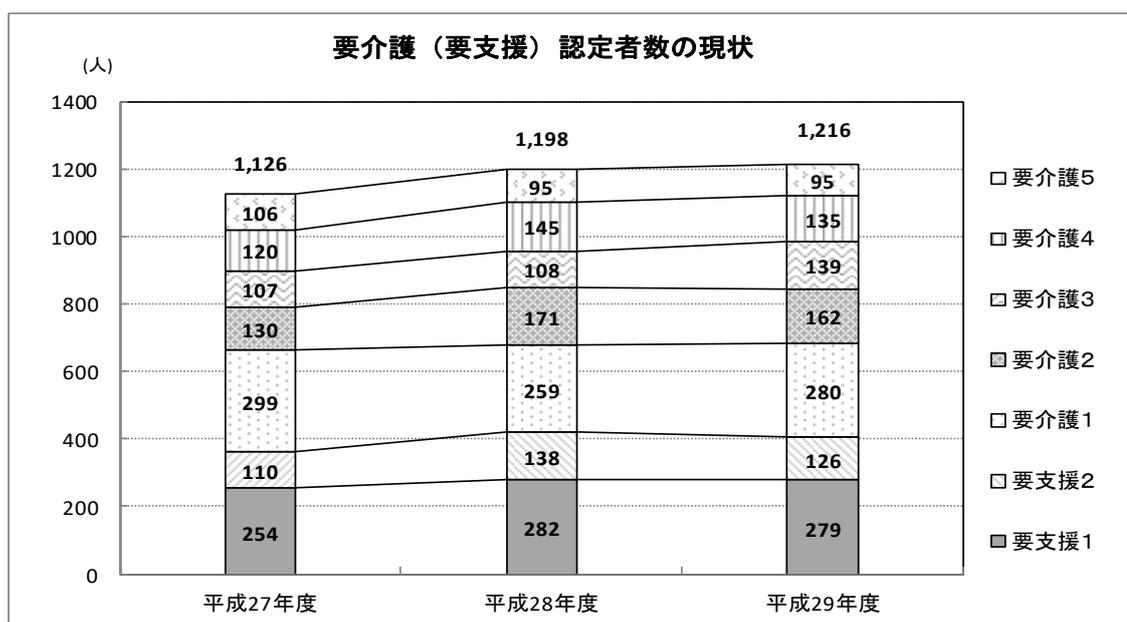
要介護（要支援）認定者数は、平成 27 年度の 1,126 人と平成 29 年度の 1,216 人を比較すると 90 人増加しており、高齢者数に比例して年々増加しています。

要介護度別では、軽度（要支援 1・2 及び要介護 1）の認定者割合が減少している一方、中・重度（要介護 2 以上）の認定者割合は増加傾向にあります。

要介護（要支援）認定者数の現状

(単位 人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	要支援1	254		282		279	
	要支援2	110		138		126	
	要介護1	299	58.9%	259	56.7%	280	56.3%
	要介護2	130		171		162	
	要介護3	107		108		139	
	要介護4	120		145		135	
	要介護5	106	41.1%	95	43.3%	95	43.7%
計		1,126		1,198		1,216	
再掲	65-74 歳	115	10.2%	115	9.6%	121	10.0%
	75 歳以上	979	87.0%	1,056	88.1%	1,069	87.9%
	第2号被保険者	32	2.8%	27	2.3%	26	2.1%



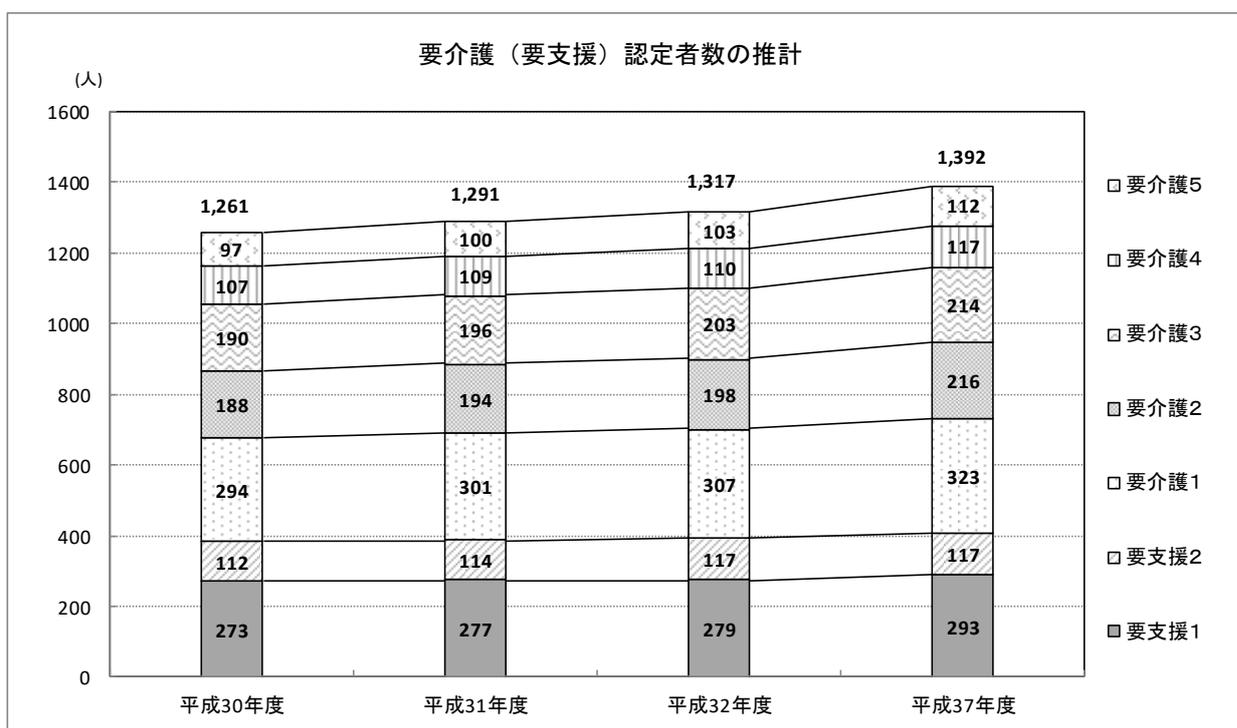
(2) 推計

要介護（要支援）認定者数は、平成29年3月末認定実績と平成37年度までの人口推計の結果から、次のとおり推計されます。

要介護（要支援）認定者数の推計

(単位 人)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	273	277	279	293
要支援2	112	114	117	117
要介護1	294	301	307	323
要介護2	188	194	198	216
要介護3	190	196	203	214
要介護4	107	109	110	117
要介護5	97	100	103	112
計	1,261	1,291	1,317	1,392



- 6 砂川市の高齢者像（平成 29 年度「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」から）
市民向け調査として、在宅で生活をする要介護（要支援）認定を受けていない 65 歳以上の高齢者のうち 2,000 人を対象にニーズ調査を実施し、1,394 人から回答をいただきました。

（※調査の概要及び集計結果は 118 ページ以降を参照）

主なニーズ調査の結果については、「第 3 章 施策の推進」において、本市の高齢者像として各施策と照らし合わせて整理しました。

第 5 節 第 6 期計画の総括

1 重点的取組みの振り返り

第 6 期計画においては、「地域包括ケアシステムの構築」「認知症高齢者への支援」「高齢者を総合的に支えるしくみや活動の促進等」の 3 点を計画期間の重点項目として取組みました。

「地域包括ケアシステム」の構築に関する取組みがスタートした平成 24 年度（第 5 期計画初年度）以降の主な取組みについて、以下に整理しました。

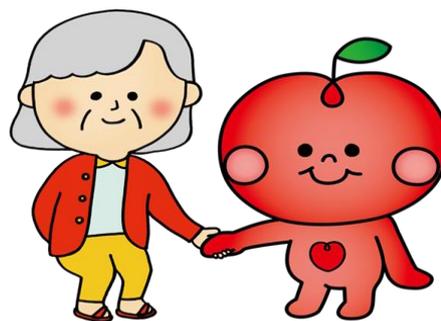
(1) 重点的取組み 1 「地域包括ケアシステムの構築」

・地域高齢者見守り事業等の推進（平成 25 年 4 月～）

65 歳以上の高齢者に係る 4 情報（住所、氏名、年齢、性別）を社会福祉協議会や町内会などに提供することにより、市、町内会、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどによる情報の共有や連携した取組みが可能となりました。

平成 26 年度末までに、87 町内会・3 自治会と、高齢者の見守り体制の構築を図るための協議を行い、独居の方を中心に 907 名の高齢者から、緊急連絡先などの情報が提供されています。

また、市内で活動する事業者と連携し、高齢者の異変に気付いた場合、市や地域包括支援センターに連絡してもらうことにより、問題の早期発見や支援などを迅速かつ効率的に行うことが可能となり、平成 29 年 10 月末現在、140 事業所と連携体制の構築が図られています。



高齢者見守りキャラクター
「みまもりんご」

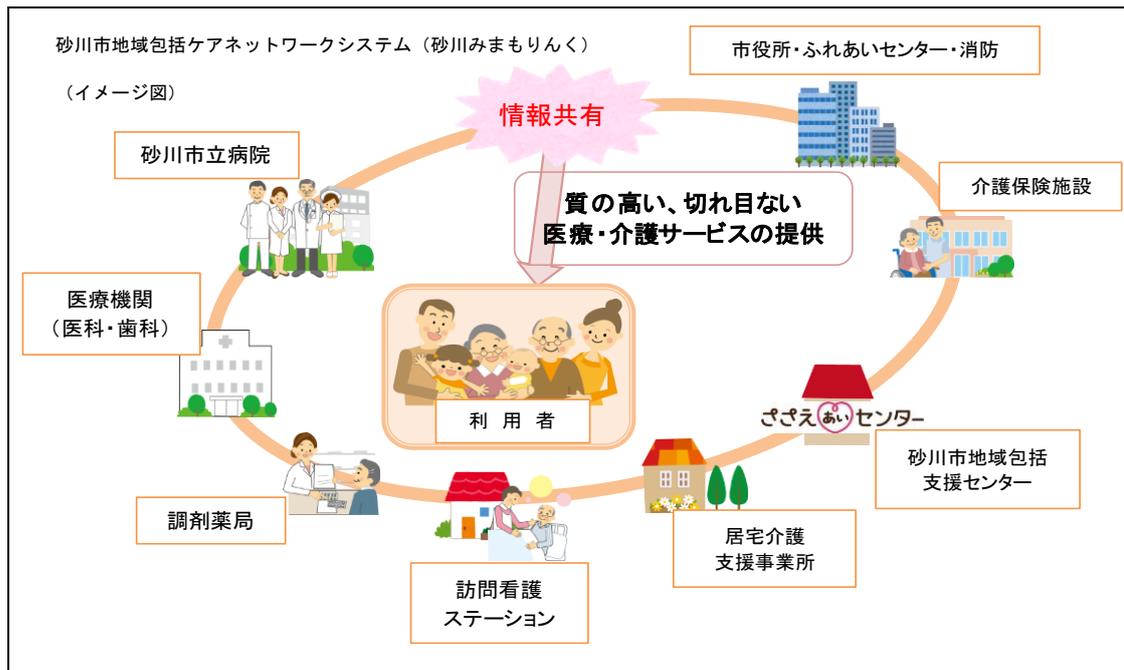
・特定施設入居者生活介護の整備（平成 27 年 10 月）

市内に開設したサービス付き高齢者向け住宅（1 施設／定員 47 人）に特定施設入居者生活介護、いわゆる「介護付き」の指定を行うことにより、介護が必要となってもいつまでも安心して暮らし続けられる居住環境の整備を図りました。

・砂川市地域包括ケアネットワークシステム（砂川みまもりんく）の構築（平成 27 年 11 月～）

市立病院の診療情報などを医療機関・介護事業所などで共有するネットワークシステムの構築により、さらに質の高い医療・介護サービスを効率的に提供することが可能となりました。

平成 29 年 10 月末現在、市内の医療機関、介護事業所、調剤薬局などを中心に計 52 事業所が参加しています。



・高齢者世帯等雪下ろし助成事業の実施（平成 27 年 12 月～）

おおむね 70 歳以上の高齢者世帯などが市に登録した事業者へ屋根の雪下ろしなどの作業を依頼した場合、経費の一部を助成しています。

対象作業は、屋根の雪下ろし、または窓をふさいだ雪の処理及び排雪で、経費の 2 分の 1（上限額あり）を助成しており、既存の除雪サービスと合わせて在宅での生活を支援しています。

（※実績は 38 ページを参照）

・砂川市成年後見支援センターの開設（平成 29 年 4 月）

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行され、権利擁護に係る自治体の責務がより明確にされたことから、成年後見の相談から支援までを一体的に行う拠点である成年後見支援センターを市の委託事業として、社会福祉協議会に開設しています。

なお、平成 29 年 10 月末までに、同センターには 34 件の相談が寄せられています。

・小規模多機能型居宅介護事業所の開設（平成 29 年 7 月）

登録された利用者を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて随時訪問や宿泊を組み合わせて提供するサービスで、市内では平成 29 年 7 月に 1 事業所（登録定員 29 人、宿泊定員 6 人）が開設しており、居宅での生活の支援につなげています。

・地域密着型特別養護老人ホームの開設（平成 30 年 4 月（予定））

高齢化が進行する中、在宅介護関連事業に加え、地域密着型による特別養護老人ホーム（多床室 28 床（4 床×7 室））を開設することにより、住み慣れた地域で安心して老後を迎えられるよう、総合的な介護福祉の充実及び体制整備を図ることとしています。

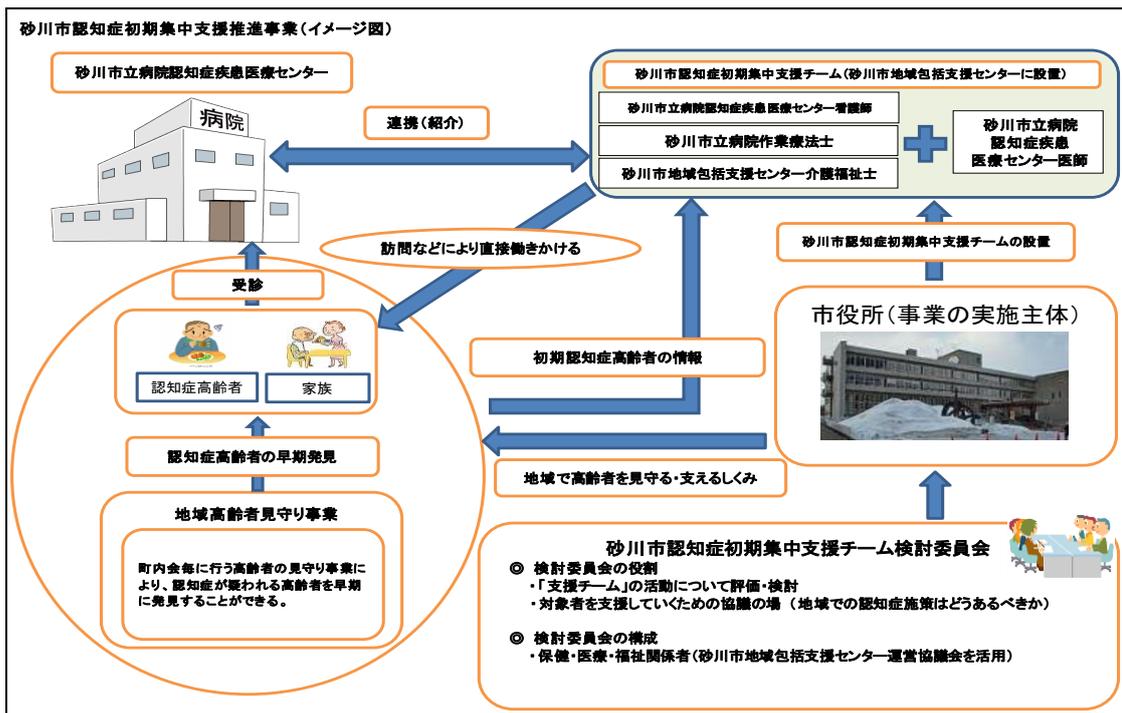
同ホームは、現在、広域型特養を運営している社会福祉法人砂川福祉会が運営主体となることから、既存施設のサテライト型施設として円滑な連携が図られるとともに、地域密着型として整備することにより、地域住民に対し慣れ親しんだ環境の確保と地域事情に即応した適切なケア、また、既存施設の待機者の常態化の解消や低所得者に対する負担軽減が図られると見込まれます。

（2）重点的取組み 2 「認知症高齢者への支援」

・砂川市認知症初期集中支援チーム活動の推進（平成 26 年 9 月～）

国が推進する「認知症初期集中支援推進事業」の取組みとして、市立病院認知症疾患医療センターと協力・連携のもと、地域包括支援センターに支援チームが設置されています。

（※実績は 103 ページを参照）



「地域高齢者見守り事業」と連動することにより、初期の認知症及び認知症の症状があるにもかかわらず、支援につながっていない高齢者の早期発見・早期対応及び適切な支援が図られています。

・ **認知症カフェ（ひだまり、町内会対象、医療・介護従事者対象）の実施（平成 26 年 10 月～）**

介護者の負担軽減及び認知症に対する普及・啓発を図ることを目的に、「認知症を抱える家族の会（ひだまりの会）」及び地域包括支援センターとの連携により、「ひだまりカフェ」を定期的に開催しています。

また、医療・介護従事者が認知症に関する情報交換を行い、認知症への理解を深めるとともに、認知症の方やその家族への適切なケア向上につなげることを目的としたカフェ及び地域住民が認知症の理解を深めることにより、地域における認知症の方の早期発見・早期治療や日常的な見守りにつなげることを目的とした町内会対象のカフェを開催しています。

（※実績は 41 ページを参照）

・ **認知症ケアパス「認知症ささえあい手帳」の作成（平成 28 年 3 月）**

高齢化が進行するなか、国が推進する認知症施策に基づき、地域における認知症に対する理解と予防などへの取組みとして「認知症ケアパス（認知症ささえあい手帳）」を作成し啓発などを行っています。

手帳は市内全戸に配布し、認知症発症者に対する適切な支援が社会全体で行われるとともに、住み慣れた地域で安心した生活が送られるしくみづくりの推進につなげています。

・ **砂川市成年後見支援センターの開設（再掲）**

（3）重点的取組み 3 「高齢者を総合的に支えるしくみや活動の促進等」

・ **地域サロン活動への支援（平成 25 年 4 月～）**

地域において行われる、介護予防を目的としたサロン活動に対して、外部講師の派遣、備品（椅子）の無償貸出、活動の拠点となる会場の借上げ費用の助成及びいきいき運動推進員への謝礼の支給を行うことにより、地域の自主福祉活動を支援しています。

（※実績は 99・100 ページを参照）

サロン活動の活性化や負担軽減を図ることにより、内容の充実や開催数の増加などを促進し、介護予防はもとより、引きこもりの防止や見守り活動の推進につなげています。

・ **介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の開始（平成 28 年 1 月～）**

平成 27 年 4 月の介護保険法改正に伴い、介護サービスのうち要支援者に係る訪問・通所サービスを総合事業に移行するとともに、地域の実情に即した訪問型・通所型サービスなどの実施が可能となりました。

本市においては、既存の訪問・通所サービスに加え、社会福祉協議会に登録するボランティアが居宅に訪問し家事援助を行う「市民ふれあいサービス事業」の一部を平成 28 年 1 月から総合事業に移行することにより、事業の拡充が図られています。

（※実績は 94 ページを参照）

また、平成 29 年 1 月からは、同じく登録したボランティア及びいきいき運動推進員の協力により実施している住民主体による集いの場「いきいき広場」を総合事業に移行することにより、同じく事業の拡充が図られています。

（※実績は 95 ページを参照）

・ **地域高齢者見守り事業等の推進（再掲）**

（４）今後に向けた取組み

初期の認知症の症状は、注意深く観察しなければ、加齢による症状と見分けがつきにくいというえ、本人や家族が受診をためらったり、世間体を気にして隠したりすることにより、発見・対応が遅れることがあります。

早期発見・早期治療につなげるためにも認知症に対する正しい理解を広げることが重要であり、引き続き認知症サポーター養成講座や広報紙などにより普及・啓発を図ります。

また、現状では発症を完全に防ぐことは困難ですが、生活習慣の改善、食生活の見直し、定期的な運動や趣味などの活動により、発症や進行を遅らせることが期待されることから、引き続き生活習慣の改善に取り組めます。

高齢者の活動の場としては、現在、市内 14 箇所（20 団体）でサロン活動が展開されており、市では外部講師の派遣、備品の無償貸出、活動の拠点となる会場の借上げ費用の助成及びいきいき運動推進員への謝礼の支給などの支援を継続します。

認知症高齢者は、平成 37 年には全国で 700 万人（高齢者の 5 人に 1 人）になると推計されており、認知症ケアは、医療とともに介護も重要であることから、医療機関や介護施設、訪問看護ステーション、居宅介護サービス事業所、認知症高齢者グループホーム、町内会、民生委員など、多様な地域資源が連携して、役割分担をしながら、引き続き居宅での生活を支えていきます。

また、必要に応じて地域密着型サービスなどの整備を図るとともに、社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーターを中心に、高齢者ニーズの把握や地域資源の発掘及び関係機関とのより一層の連携を図り、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援に取り組めます。

第2章 計画の基本的考え方

第1節 計画の基本理念等

1 計画の基本理念

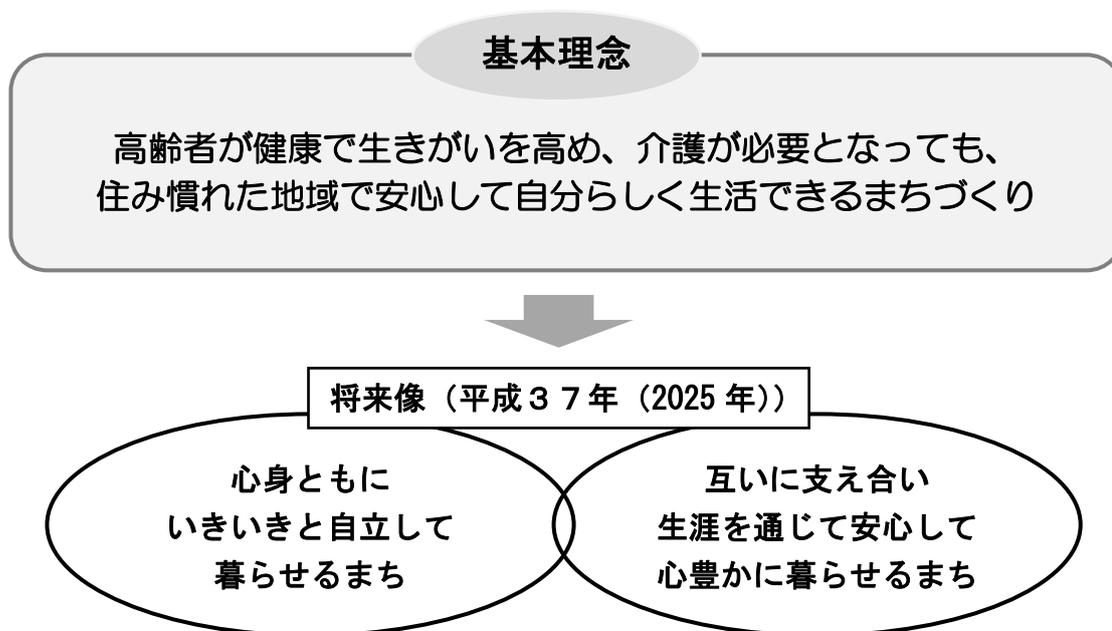
本市においては、これまで「砂川市第6期総合計画」が掲げる『安心して心豊かにいきいき輝くまち』の都市像を基本に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な支援体制の構築に取り組みました。

具体的な取組みとしては、平成24年度に医療・介護・予防・住まい・生活の支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に着手し、翌年度には「地域高齢者見守り事業」を開始しました。

また、平成27年度には、医療・介護連携の基盤となる「砂川市地域包括ケアネットワークシステム」の運用を開始し、翌年1月には総合事業の実施、平成29年度には、成年後見支援センターを開設するなど、高齢者を地域で支えるしくみや体制づくりを推進しました。

「第7期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においても、これまでの計画の理念を踏襲しながら、地域の多様な資源を活用し、支援体制の基盤をより強化していくことが重要です。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりを追求するとともに、自助・互助・共助・公助が有機的に連動する社会を目指し、砂川らしい「地域包括ケアシステム」の実現に向けて本計画を進めます。



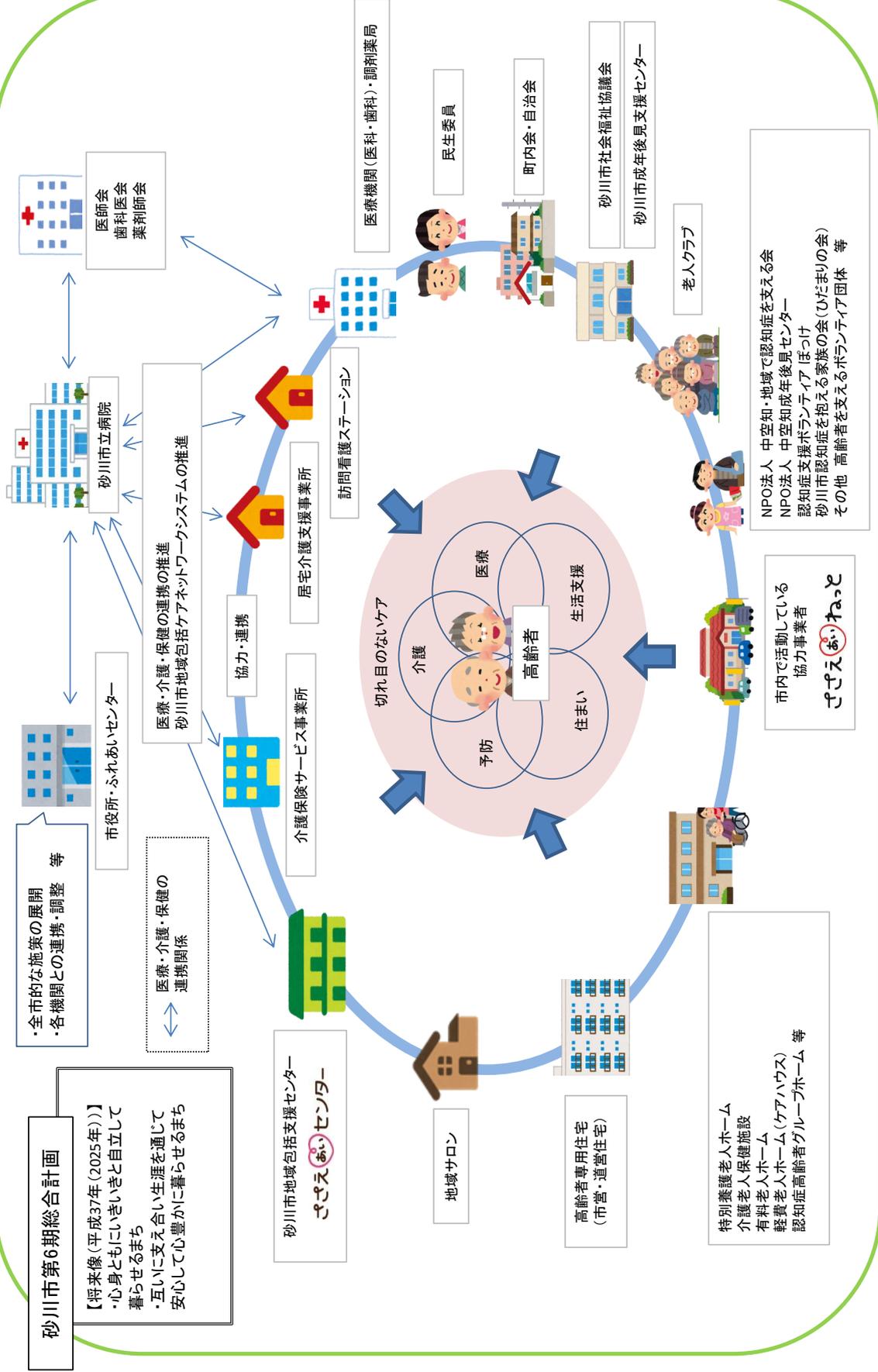
砂川市の地域包括ケアシステム（イメージ図）

地域包括ケアシステム

・ニーズに応じた住宅が提供されることを基本としてうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域の体制。

砂川市第6期総合計画

- 【将来像（平成37年（2025年））】
- ・心身ともいきいきと自立して暮らせるまち
- ・互いに支え合い生涯を通じて安心して心豊かに暮らせるまち



2 計画の基本目標

基本理念のもと、砂川市の特色や地域事情を考慮しながら、5つの目標を柱とし、具体的な施策の展開に向けて計画を推進します。

基本目標 1	社会参加と生きがいを支援します
<p>高齢者の地域社会への参画は、日常生活に潤いと活力をもたらす大きな要素と考えます。趣味や学習の機会、ボランティアなどの地域活動、就労などは、生きがいをもって集い、学び、交流できる大切な場です。 高齢者が健康的で心豊かに生活ができるよう、これら活動の場を支援します。</p>	
<p>【施策 1】 生きがいづくりへの支援 【施策 2】 社会貢献活動・就労への支援</p>	

基本目標 2	健康づくり・介護予防を進めます
<p>自立した生活や地域の様々な活動を継続していくためには、心身ともに健康であることが必要であり、高齢期においては加齢による衰えを防ぐ体力づくりや病気の予防、疾病の早期発見・早期治療は極めて大切です。 このため、生涯を通じて健康的で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと暮らせるような支援を身近な地域で展開します。</p>	
<p>【施策 3】 健康づくりの推進 【施策 4】 介護予防の推進</p>	

基本目標 3	いつまでも地域の中で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実します
<p>地域包括ケアを推進するには、在宅療養や認知症などに対する支援が不可欠です。これらの支援には専門性のある質の高いサービスに加え、家事援助などの軽微なサービスが提供できる体制が必要です。</p> <p>このため、高齢者のニーズを把握したうえで、住環境や医療などを含めた適切なサービスが受けられるよう、整備を進めます。</p> <p>また、介護保険サービスだけでなく、総合的な相談体制を確保するため、地域包括支援センター機能を充実し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。</p>	
<p>【施策5】 介護保険サービスの提供と基盤整備</p> <p>【施策6】 自立生活への支援（高齢者福祉施策によるサービス）</p> <p>【施策7】 介護保険サービス等の質の向上及び適正利用の促進</p> <p>【施策8】 認知症高齢者への支援体制の充実</p> <p>【施策9】 在宅療養体制の充実</p> <p>【施策10】 地域包括支援センター機能の充実</p> <p>【施策11】 暮らしやすい住環境の推進</p>	

基本目標 4	尊厳ある暮らしを支援します
<p>高齢者は一般的に加齢によって判断能力や自立度が低下し、財産管理や契約行為などが難しくなります。</p> <p>このため、安心した生活が送られるよう、成年後見支援制度の活用をはじめとした財産の適正管理及び身上監護体制を強化し、個人の尊厳ある暮らしを守ります。</p>	
<p>【施策12】 高齢者の尊厳と権利を守る支援</p>	

基本目標 5	支え合いのしくみづくりを進めます
<p>高齢化の進行とともに、介護期間の長期化など、介護者の負担は今後益々大きくなることを見込まれます。災害発生時の対応などを含め、地域で互いに見守り支え合うしくみは、安心して暮らせる社会の形成に必要な要素です。また、高齢者も支えられるばかりではなく、できる範囲で支える側になることは生きがいにもつながります。</p> <p>このため、住み慣れた地域における互助の体制を推進します。</p>	
<p>【施策13】 介護者への支援</p> <p>【施策14】 高齢者を地域で支えるしくみづくりの充実</p>	

3 計画の体系

基本理念	高齢者が健康で生きがいを高め、介護が必要となっても、 住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるまちづくり	
将来像	基本目標	施策
心身ともにいきいきと 自立して暮らせるまち	<p>【基本目標1】 社会参加と生きがい づくりを支援します</p>	施策1：生きがいづくりへの支援
	<p>【基本目標2】 健康づくり・介護予防 を進めます</p>	施策3：健康づくりの推進
		施策4：介護予防の推進
	<p>【基本目標3】 いつまでも 地域の中で暮らせる 自立と安心のための サービスを充実します</p>	施策5：介護保険サービスの提供と基盤整備
施策6：自立生活への支援（高齢者福祉施策によるサービス）		
施策7：介護保険サービス等の質の向上及び適正利用の促進		
施策8：認知症高齢者への支援体制の充実		
施策9：在宅療養体制の充実		
施策10：地域包括支援センター機能の充実		
互いに支え合い生涯を通じて安心して心豊かに暮らせるまち	<p>【基本目標4】 尊厳ある暮らしを 支援します</p>	施策12：高齢者の尊厳と権利を守る支援
	<p>【基本目標5】 支え合いのしくみ づくりを進めます</p>	施策13：介護者への支援
		施策14：高齢者を地域で支えるしくみづくりの充実

第2節 地域支援事業の充実

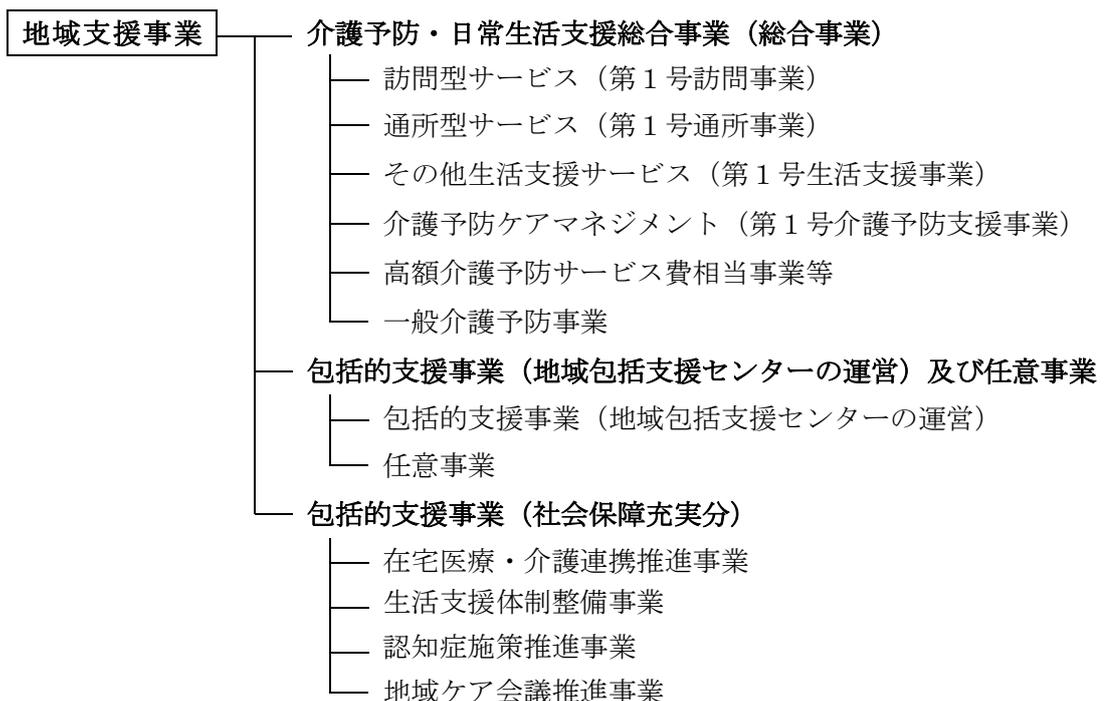
1 地域支援事業のあり方

地域支援事業は、高齢者が要介護（要支援）状態となることを予防するとともに、要介護（要支援）状態となった場合でも可能な限り自立した日常生活が送られるよう支援を行うことを目的に平成18年4月に創設された制度で、介護保険法に基づき市町村が実施主体となることにより、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化し、介護予防・生活支援を地域の実情に即して推進していくことが可能となりました。

また、同事業は、介護予防事業（必須事業）、包括的支援事業（必須事業）、任意事業で構成され、地域の全ての高齢者を対象に様々なサービスを地域の特性を考慮しながら提供することにより、高齢者の自立した日常生活の支援が図られています。

しかし、介護予防施策及び在宅生活の支援を一層充実させるためには、より地域の実情に即した多様な資源を活用できるサービス形態の確立が重要であることから、平成27年度から、介護予防事業は総合事業に再編されるとともに包括的支援事業に新たに4事業（社会保障充実分）が加わり、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制整備が図られました。

総合事業については平成29年4月まで、包括的支援事業に新設された4事業については平成30年4月までの実施が義務付けられており、これら新たな事業が展開されることにより、医療と介護の連携、地域ニーズと資源とのマッチング、新たなサービス開発及びボランティアの養成・確保などの推進に加え、自助・互助・共助・公助の相関・連動性が一層図られることが期待されます。



第3章 施策の推進

基本目標1 社会参加と生きがいを支援します

高齢者が趣味やボランティア活動、就労などの活動に参加することは、高齢者自身の日々の生活に潤いと活力をもたらし、身体機能の維持・向上や引きこもりの防止、さらには介護予防や認知症予防にもつながります。

また、豊かな経験や知識、技能を持つ高齢者が積極的に社会参加することは、地域貢献に寄与するだけでなく、社会全体の活性化にもつながります。

本市では、これまでに介護予防事業を中心とした高齢者の社会参加の機会の充実に努めてきましたが、引き続き取組みを推進するとともに、一人暮らしの高齢者の増加や多様化するニーズに応じて、高齢者と社会とのつながりの機会を確保し、生きがいの感じられる活動の場の充実を図ります。

【施策 1】生きがいづくりへの支援

『現状と課題』

高齢者の生きがいづくりの場としては、ふれあいセンター、総合福祉センター、公民館、総合体育館、地域交流センター、老人憩の家、町内会館、コミュニティセンターなどが拠点施設となります。

ふれあいセンターでは、講座・サークル活動、総合福祉センターや老人憩の家、町内会館、コミュニティセンターではサロン活動が行われ、高齢者の交流の場になるとともに、外出のきっかけづくりにもつながります。

また、公民館で開催される「公民館講座」や「市民大学」、社会福祉協議会により地域交流センターで開催される「高齢者芸能交流大会」などは、高齢者がいきいき学び合える生涯学習の場として機能しています。

総合体育館で行われている「ゆったりノルディックウォーキング教室」「歩くスキー教室」「高齢者軽スポーツフェスティバル」などは、仲間との交流の場になるとともに、楽しく体を動かすきっかけづくりにもなっており、通年型介護予防教室も含めて、運動器機能の維持・向上にもつながっています。

社会教育事業で行われる「あいさつ運動」や「放課後子ども教室」に高齢者が積極的にかかわることは、地域での自らの役割を実感することにより、日々生活するうえでの活力になるとともに地域貢献の場にもなっています。

さらには、老人クラブ活動への支援や敬老助成券の交付、地域公共交通サービスなどは、高齢者の活動の促進や外出の機会を増やすうえでの手助けとなっています。

これら活動の機会を設けることは、介護予防はもとより高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためにも重要な施策であり、これからも継続して実施していく必要があります。

なお、ニーズ調査の結果にみられるように会・グループなどへ参加している高齢者が少ない一方で（※24 ページ参照）、約6割の高齢者が地域づくりに「是非参加したい」または「参加してもよい」と回答しており（※25 ページ参照）、積極的な社会参加を促進するしくみづくりが必要です。

敬老事業の実施状況

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
敬老祝金贈呈事業	88歳贈呈件数（件）	110	133	142
	100歳贈呈件数（件）	5	5	16
敬老助成券交付事業	バス券交付件数（件）	428	374	376
	ハイヤー券交付件数（件）	1,293	1,400	1,407
	入浴券交付件数（件）	40	30	26
敬老祝賀事業	米寿贈呈件数（件）	113	137	142
	白寿贈呈件数（件）	10	21	11
老人クラブ敬老旅行事業	利用老人クラブ数（件）	0	1	1

老人憩の家の状況

施設数(箇所)	施設内訳
5	北光老人憩の家、南吉野老人憩の家、石山老人憩の家、宮川老人憩の家、空知太老人憩の家

ふれあいセンターの利用者数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数（人）	9,593	9,111	7,883

ふれあいセンターの活動状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
講座参加延人数（人）	2,746	2,611	2,603
サークル活動延人数（人）	5,974	5,301	4,784
サークル展示会（回）	1	1	1

総合福祉センターの利用者数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数（人）	6,007	7,300	5,757

老人クラブの活動状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
クラブ数（件）	23	23	21
クラブ会員数（人）	1,069	1,010	921

高齢者軽スポーツフェスティバルの実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加人数（人）	410	410	410

高齢者芸能交流大会の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加人数（人）	373	321	297

ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数（回）	12	12	19
参加延人数（人）	327	294	442

通年型介護予防教室の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数（回）	24	48	48
参加延人数（人）	323	803	757

地域サロンの開設状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
開設箇所（箇所）	11	11	17

地域公共交通サービスの利用状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
乗合タクシー利用登録者数（人）	—	994	1,108

※平成27年度より実施

あいさつ運動の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加延人数（人）	4,333	3,842	3,596

ゆったりノルディックウォーキングの実施状況

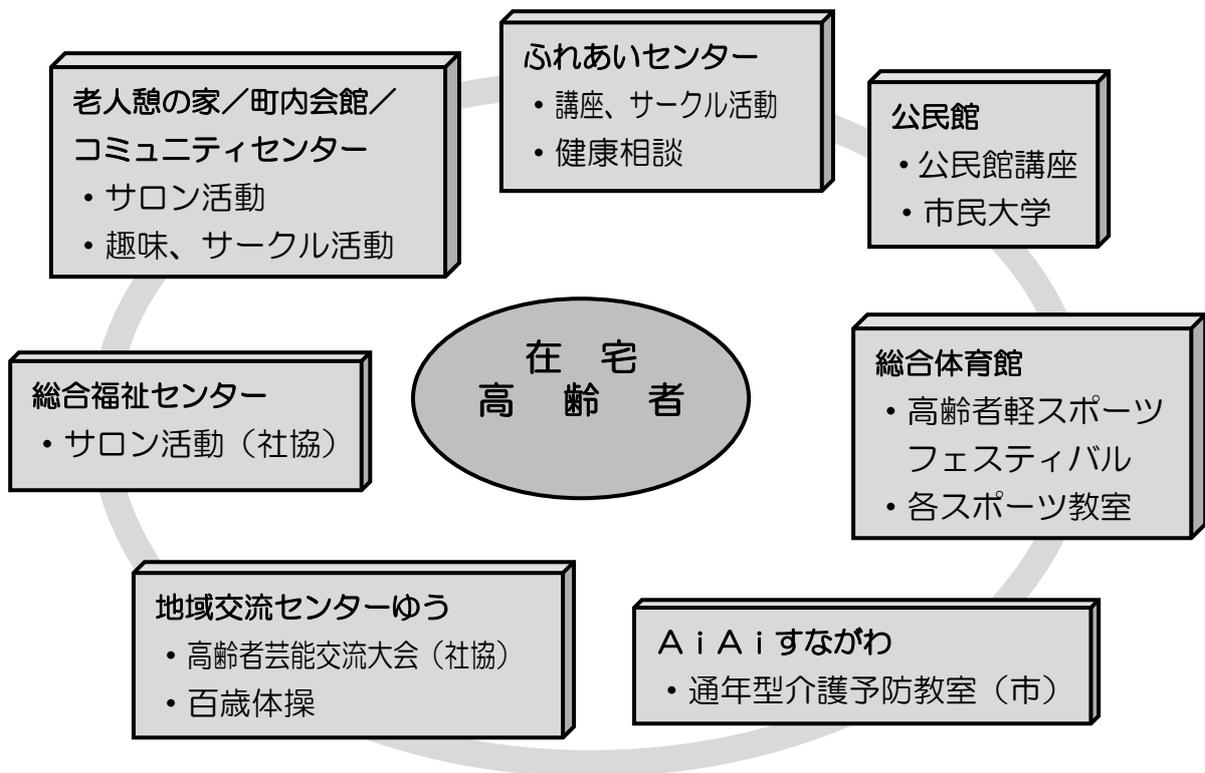
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加者数（人）	48	23	25

歩くスキー教室の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加者数（人）	9	—	6

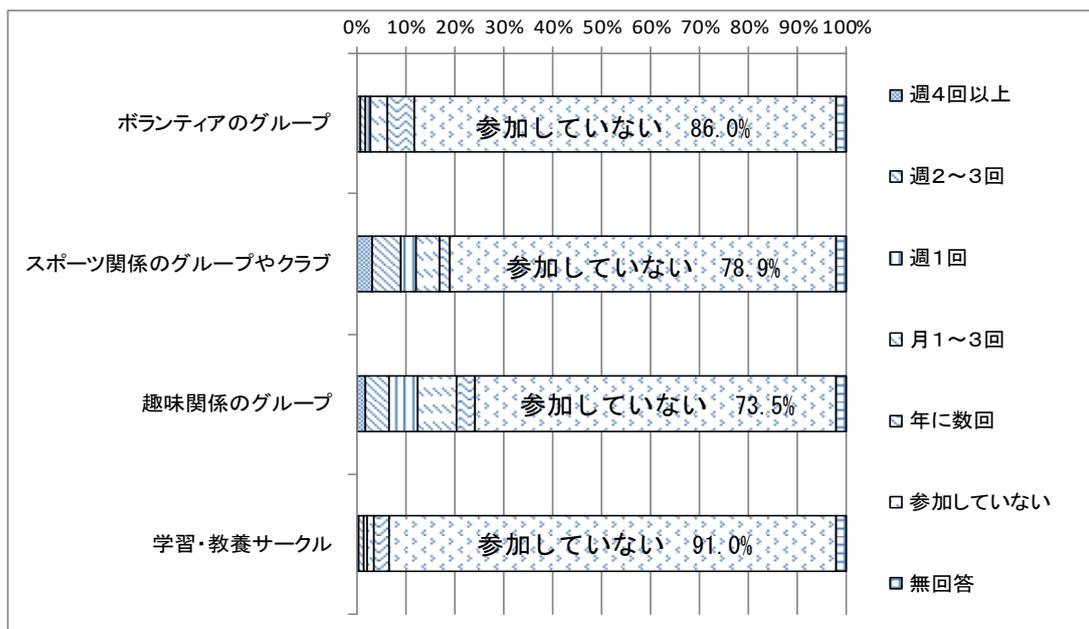
※平成27年度は荒天のため中止

【活動の場】



◆ニーズ調査結果では

○会・グループなどにどのくらいの頻度で参加していますか



○地域住民の有志で、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行い、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、参加者として参加したいと思いますか



○地域住民の有志で、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行い、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、企画・運営（お世話役）として参加したいと思いますか



『今後の方向性』

地域サロン活動など、これまでに培われた資源に対して引き続き支援を行い、一定の成果がある事業については継続して実施します。

また、平成30年度より実施する生活支援体制整備事業の推進により、高齢者ニーズの把握とそれに合致するサービスの開発や発掘を行い、多様化するニーズに即した活動の種類や機会の増加、また、活動への支援を継続することにより、高齢者の自己実現の機会の拡充を図り、住み慣れた地域において生きがいづくりや仲間づくりができる環境の整備に努めます。

さらには、広報紙などを活用した各種活動の積極的な周知を図るほか、敬老助成券の交付や地域公共交通サービスの利用促進などにより、外出しやすい環境づくりに努めます。

《具体的取組み》

敬老祝金贈呈事業

敬老助成券交付事業

敬老祝賀記念品贈呈事業

老人クラブ敬老旅行への支援

老人クラブ活動への支援

老人クラブ連合会活動への支援

ふれあいセンター活動（講座・サークル活動）

公民館活動（公民館講座、出張公民館講座、グループ・サークル活動、市民大学）

社会教育事業（あいさつ運動、放課後子ども教室）
 高齢者芸能交流大会
 スポーツ・レクリエーション活動（ゆったりノルディックウォーキング教室、歩くスキー教室）
 高齢者軽スポーツフェスティバル
 通年型介護予防教室「いきいきシニアプログラム」
 ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」
 ゆう「いきいきサロン」
 地域サロン活動支援事業
 地域が行うサロン活動への支援
 老人憩の家の維持・管理
 総合福祉センターの運営支援
 地域公共交通サービスの利用促進
 生活支援体制整備事業（新規）

【施策 2】社会貢献活動・就労への支援

『現状と課題』

高齢者が生きがいを感じ、充実した日々を過ごすには、心身の健康が大切であり、健康的な生活を維持するには、地域社会とのつながり、いわゆる社会活動への参加が効果的です。

高齢者の就労支援では、シルバー人材センターへの運営支援を行っており、高齢者がこれまでの経験・知識・技能を活かして積極的に社会参加することは、地域貢献はもとより、自らの生きがいや健康づくりにもつながります。

社会教育事業である「あいさつ運動」などに高齢者が積極的に関わることは、子どもの見守りなどを通じた社会貢献の場として機能するとともに、生きがいづくりにもつながります。

また、「いきいき運動推進員活動」や食生活改善協議会への参加は、地域での健康づくりに貢献するとともに、自らの健康づくりにもつながります。

ニーズ調査の結果にみられるように、約6割の高齢者が地域づくりに「是非参加したい」または「参加してもよい」と回答しており（※25 ページ参照）、積極的な社会参加を促進するしくみづくりが必要です。

シルバー人材センターの事業実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登 録 者 数 (人)	146	155	149
受 注 件 数 (件)	2,695	2,672	2,340
受 注 金 額 (円)	85,276,181	87,096,127	78,590,859
就 業 率 (%)	93.2	92.9	89.9

シルバー人材センターの会員登録状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
男性登録者(人)	121	125	119
女性登録者(人)	25	30	30
合計(人)	146	155	149

職群別受注件数

(件)

仕事の内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
技術(経理事務、特殊技術)	9	6	8
技能(技能、制作加工)	485	439	417
事務管理(一般事務、毛筆、筆耕)	21	16	14
管理(施設管理、物品管理)	16	7	6
折衝外交(外務)	1	2	2
軽作業(屋外作業、屋内作業)	2,159	2,200	1,893
サービス(社会活動、その他サービス)	4	2	0
合計	2,695	2,672	2,340

『今後の方向性』

高齢化が進行する一方で、介護人材が不足している社会情勢からも、高齢者が自立した日常生活を送るとともに、「支えられる側」ではなく「支える側」になることは、地域包括ケアを推進するうえで、また、健康的で活力のある生活を送るうえでとても重要です。

引き続きボランティアなどの社会活動・地域活動への参加を促進させるとともに、生活支援体制整備事業の実施により、高齢者ニーズの把握とそれに合致する事業の開発や発掘を行い、高齢者の社会参加の機会の拡充に努めます。

《具体的取組み》

ボランティアセンターの運営

食生活改善協議会への支援及び推進員の養成

いきいき運動推進員の養成・支援

シルバー人材センターへの支援

社会教育事業(再掲)

生活支援体制整備事業(新規/再掲)

基本目標 2 健康づくり・介護予防を進めます

自立した生活や様々な活動を継続していくためには、心身ともに健康であることが大切です。

高齢期は、体力の衰えや運動機能の低下のほか、病気の発症リスクも高まることから、病気の予防、早期発見・早期治療がとても重要です。

介護予防には生活習慣病などの予防や心身の健康増進のほか、支援が必要となっても生活機能の維持・改善を図り重度化を予防するリハビリテーションなどがあり、その実施主体や内容は様々です。

本市では、引き続き対象者一人ひとりの心身や生活の状態に合わせた介護予防の取り組みが提供されるよう関係機関と連携を図るとともに、健康診査の受診を促進し、高齢者が生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと過ごせるような支援の実現を目指します。

【施策 3】健康づくりの推進

『現状と課題』

高齢者が健康でいきいきとした生活を継続していくためには、元気な時からの健康づくりが重要です。

日本人の死亡原因の6割を占める生活習慣病は、自覚症状に乏しく、重症化してから治療につながる場合が少なくないことから、早期発見のためには、健診を受けて身体の状態を確認していくことが重要です。

また、要介護者等の有病状況をみると、糖尿病や高血圧、脳血管疾患、虚血性心疾患、腎不全などの血管疾患の方が91.3%を占めており、若いときからの生活習慣病対策が、高齢期の健康を維持していくうえで重要です。

ふれあいセンターでは、健診を入り口とした生活習慣病の発症予防・重症化予防を重点項目とし、健診結果に基づいた保健指導を実施していますが、健診の受診率は4割程度で、未受診者対策が最重要課題となります。

食生活については、食生活改善推進員の協力を得ながら、栄養バランスや減塩、減糖、野菜摂取量の増加を目指し、普及・啓発活動を実施するとともに、高血圧予防に向けては、血圧手帳の配布や家庭での自己測定の実施に取組んでいます。

また、75歳以上になると筋・骨格の疾患を発症する高齢者が増加する傾向にあることから、身近な場所で気軽に運動が行えるよう、ロコモティブシンドロームの概念を取り入れた「いきいき体操」を考案し、地域のサロン活動などへいきいき運動推進員を派遣するとともに、市立病院リハビリ専門職の協力を得て、各サロンでの講話や体力測定に基づく個別指導など、高齢者の運動機能の維持向上に努めています。

国保特定健診受診率

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
砂川市	35.7%(全道 74 位)	40.9%(全道 60 位)	45.3%(全道 48 位)
北海道	26.1%(全国 45 位)	27.1%(全国 45 位)	27.6%(全国 44 位)
全 国	35.4%	36.3%	36.6%

国保特定健診の保健指導延人数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
健診結果説明会 (人)	796	856	893
来所・電話相談 (人)	564	365	627
家 庭 訪 問 (人)	553	602	974
合 計	1,913	1,823	2,494

国保特定健診の有所見者の推移

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
血 圧	正常	46.8%	43.0%	38.6%
	正常高値	23.3%	25.1%	23.5%
	受診勧奨判定値	29.9%	31.9%	37.9%
血 糖	正常	51.4%	44.8%	44.6%
	境界域	40.1%	45.8%	45.3%
	受診勧奨判定値	8.5%	9.4%	10.1%
LDL コレス テロール	正常	46.7%	46.6%	48.4%
	境界域	24.2%	24.8%	24.1%
	受診勧奨判定値	29.1%	28.6%	27.5%

※受診勧奨判定値：医療機関の受診を勧める必要性を判断する値

後期高齢者健康診査の実施状況

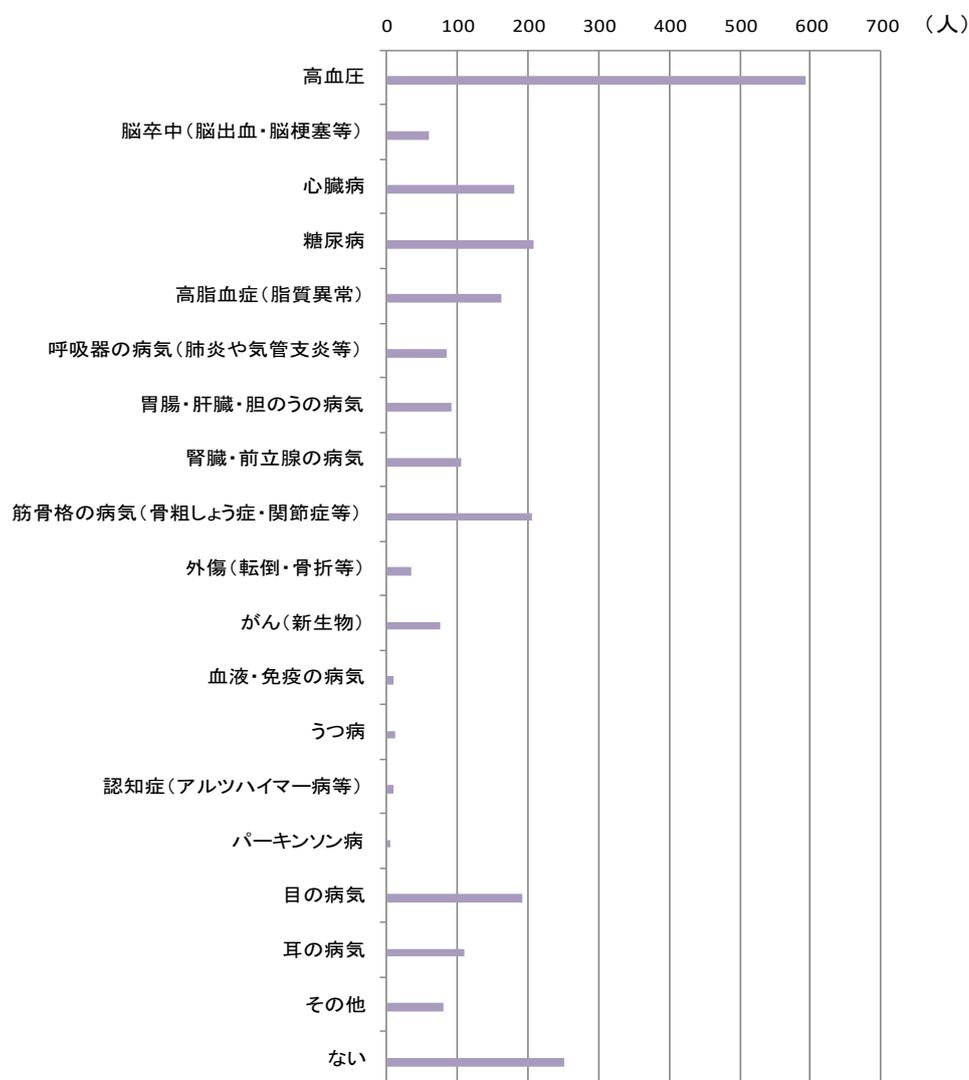
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者数 (人)	3,109	3,074	3,116
受診者数 (人)	325	302	292
受 診 率 (%)	10.5	9.8	9.4

各種がん検診の実施状況

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	受診数 (人)	受診率 (%)	受診数 (人)	受診率 (%)	受診数 (人)	受診率 (%)
胃 が ん	896	10.3	853	10.0	892	9.6
肺 が ん	1,084	12.5	1,027	12.0	1,125	9.4
大腸がん	1,047	12.1	1,158	13.5	1,098	9.2
子宮がん	377	12.4	315	11.4	391	8.0
乳 が ん	427	14.9	316	14.2	530	10.4
前立腺がん	330	14.1	314	13.7	325	17.4

◆ニーズ調査結果では

○現在治療中、または後遺症のある病気はありますか（複数回答あり）



『今後の方向性』

国保特定健診の受診率は、目標値には達していないものの、徐々に向上しており、引き続き啓発などによる受診促進を図るとともに、各種健診結果に基づいた保健指導を継続し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めます。

ニーズ調査の結果では、高血圧や糖尿病、筋・骨格の疾患が「現在治療中、または後遺症のある病気」の上位であり、特に、糖尿病は重症化すると、全身で合併症が起これ、透析・失明・転倒骨折・認知症・がん・下肢切断・肺炎などにより介護が必要な状態となるリスクの高い病気であることから、本人の健康を著しく損なうだけでなく、経済的にも大きな負担となります。

国は、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを作成し、全国展開を図ることとしており、本市においても、糖尿病性腎症重症化予防の実施計画を策定し、医療機関との連携を強化しながら重症化予防に努めます。

また、平成29年4月施行の「砂川市がん対策推進条例」に基づき、がんについての普及啓発や胃がんの原因といわれるピロリ菌対策及び各種がん検診の受診率向上に努めるとともに、高齢者の死亡原因の上位を占める肺炎の重症化予防として、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種の費用助成を継続します。

さらには、高齢者特有の心身の状態を踏まえ、運動器疾患の発症予防や重症化予防、加えて引きこもりやうつ状態を予防するため、いきいき運動推進員の地域のサロン活動などへの派遣を継続し、「いきいき体操」の普及・啓発を図るとともに、健康増進及び高齢者が気軽に集える場の確保に努めます。



いきいき運動推進員の活動の様子（地域サロン）

《具体的取組み》

- 健康診査（国保特定健康診査、後期高齢者健康診査）
- 特定健康診査結果説明会
- 特定健康診査二次検診
- 特定健康相談・家庭訪問
- がん対策の推進（各種検診・講演会、ピロリ菌検査助成事業）
- 市民健康栄養相談
- 老人クラブ健康教育・健康相談
- 町内会健康づくり推進事業
- 高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防接種の助成
- いきいき運動推進事業
- 糖尿病の重症化予防（新規）
- 個別栄養相談・家庭訪問

いきいき運動推進員の養成・支援（再掲）
スポーツ・レクリエーション活動（再掲）
食生活改善協議会への支援及び推進員の養成（再掲）

【施策 4】介護予防の推進

『現状と課題』

元気な高齢者が介護予防に関心を持ち、介護予防教室などに積極的に参加することは、生活機能の維持・改善につながるとともに、いきいきとした生活を長く続けていくためにはとても重要です。

運動機能の向上につながる場としては、地域のサロン活動における「いきいき体操」のほか、運動指導士の指導による通年型介護予防教室、社会福祉協議会が主催する「いきいき広場」、NPO法人ゆう主催の百歳体操などが開催されており、年間で延べ1万人以上の高齢者が参加しています。

また、保健分野では保健師や管理栄養士による生活習慣病予防や栄養改善などの健康づくり教室やまちづくり出前講座が開催されています。

地域主催の事業に対する支援として、地域のサロン活動に対しては、外部講師の派遣、備品の無償貸出、活動の拠点となる会場の借上げ費用の助成及びいきいき運動推進員への謝礼の支給などを行うとともに、「いきいき広場」においては、平成28年1月から総合事業として実施することにより、開催数の増加につながり、地域の自主福祉活動の促進が図られています。

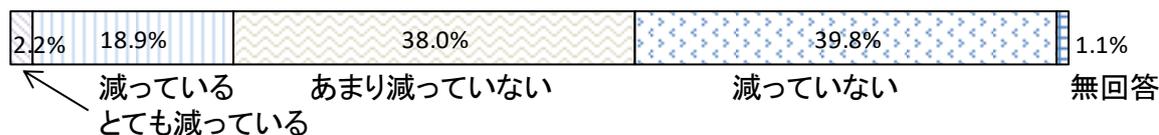
運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけではなく、日常生活の活動を高め社会参加を促進させることが、生きがいをづくりや介護予防につながることから、今後も介護予防の取組みを推進していくことが必要です。

◆ニーズ調査結果では

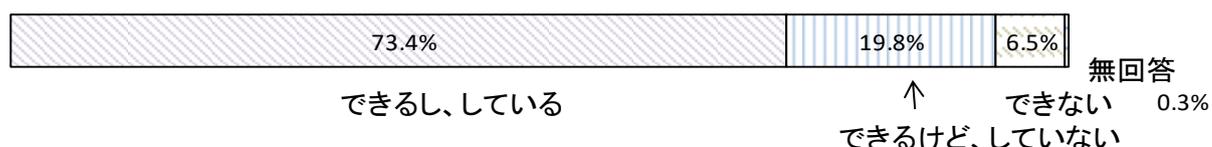
○週に1回以上は外出していますか。



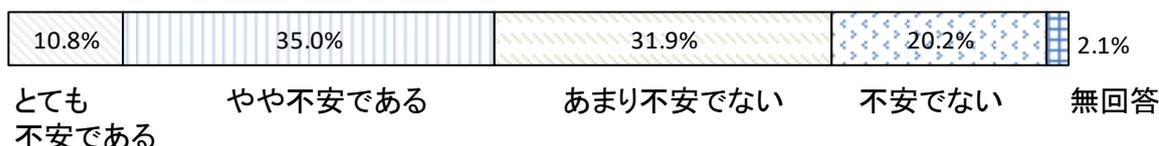
○昨年と比べて外出の回数は減っていますか



○15分位続けて歩いていますか



○転倒に対する不安は大きいですか



『今後の方向性』

引き続きサロン活動など、地域に根差した介護予防活動への支援を行うことにより、地域の自主活動の促進を図り、高齢者の生活機能の維持・改善に努めます。

また、ニーズ調査の結果では、約2割の高齢者が昨年と比べて外出の回数が減っており、会・グループなどへの参加も少数であることから（※24ページ参照）、引き続き参加しやすい環境づくりに努めます。

具体的には、生活支援体制整備事業の実施により、多様化する高齢者ニーズの把握及び関係機関と協議を行いながら、高齢者のニーズにマッチした多様なサービスの発掘などに努め、介護予防につながる環境整備を図るとともに、総合事業の推進により多様な主体によるサービスの提供や財源の確保に努めます。

《具体的取組み》

保健師・管理栄養士によるまちづくり出前講座

ゆう百歳体操

体力テスト

通年型介護予防教室「いきいきシニアプログラム」（再掲）

ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」（再掲）

ゆう「いきいきサロン」（再掲）

地域サロン活動支援事業（再掲）
地域が行うサロン活動への支援（再掲）
いきいき運動推進事業（再掲）
いきいき運動推進員の養成・支援（再掲）
糖尿病の重症化予防（再掲）
生活支援体制整備事業（新規／再掲）

基本目標3 いつまでも地域の中で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実します

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、介護保険サービスの充実に加え、高齢者ニーズに対応した市独自の生活支援サービスの提供が重要です。

本市では、第5期計画からスタートした医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に引き続き取り組むとともに、平成27年11月に運用を開始した「砂川市地域包括ケアネットワークシステム」を活用した医療・介護の連携体制の強化などにより、安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

【施策 5】介護保険サービスの提供と基盤整備

『現状と課題』

本市の要介護（要支援）認定者数及び介護保険サービス給付費の現状は、介護保険制度が創設された平成12年度と平成28年度の実績を比較すると、高齢者の増加などに伴い、要介護（要支援）認定者数は約2.7倍、介護保険サービス給付費は約1.8倍に増加しています。

サービス需要の増加に対応するため、第6期計画期間における介護基盤の整備としては、地域密着型特別養護老人ホーム（28床）を増設し、待機者の解消に努めるとともに、高齢期になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられる居住空間の確保を図るための特定施設入居者生活介護1カ所（定員47人）の整備、さらには、「地域包括ケアシステム」の推進を図るため、利用者の様態や希望に応じて、通い、訪問、宿泊のサービスを組み合わせ提供することができる小規模多機能型居宅介護の事業所1カ所（登録定員29人）の整備を図りました。

これにより、第6期計画期間終了時における介護保険の施設・居住系サービスの整備状況は、特別養護老人ホーム2カ所（広域型、地域密着型各1カ所）、介護老人保健施設1カ所、特定施設入居者生活介護2カ所、認知症高齢者グループホーム3カ所（6ユニット）となります。

今後、高齢化率の上昇幅は鈍化すると見込まれますが、一方で、75歳以上の高齢者人口はいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年までは伸び続けると見込まれ、それに伴い要介護（要支援）認定者数の増加、さらにはサービス給付費の増加が見込まれることから、制度の持続可能性の確保を念頭に

置き、必要なサービス量の調査・分析を行うとともに、サービスの円滑な提供体制を確保することが重要です。

『今後の方向性』

介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、さらに総合事業を中心に居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めます。

一方で、75歳以上の高齢者人口は平成37年をピークに減少することが見込まれており、また、近年はサロン活動の充実などにより元気な高齢者も増えていることから、サービス供給が過剰とならないように適正量を見込むことにより、高齢者ニーズに合致したサービスの整備を図ります。

《具体的取組み》

訪問介護

訪問看護・介護予防訪問看護

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通所介護

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

住宅改修・介護予防住宅改修

居宅介護支援・介護予防支援

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型通所介護

【施策 6】 自立生活への支援（高齢者福祉施策によるサービス）

『現状と課題』

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、介護保険サービスとともに、高齢者福祉施策による日常生活へのきめ細かな支援や見守りなどが必要です。

日常生活に対する支援としては、現在、低栄養や食事の支度が困難な高齢者を対象に配食サービスを実施しており、栄養バランスのとれた食事提供とともに、配達時における安否確認が行われています。

また、緊急通報装置や救急医療情報キットの設置、経済的負担軽減を図る紙オムツ利用券の交付、除雪サービスや屋根の雪下ろし費用の助成、さらには、社会福祉協議会が行う市民ふれあいサービスでの住民ボランティアによる家事援助や通院支援などは、高齢者が在宅で生活するうえでの手助けとなっています。

なお、市民ふれあいサービスは、平成28年1月に一部を総合事業へ移行することにより、運営費の確保やボランティアの育成などの拡充が図られています。

今後もサービスを必要とする高齢者は増加することが見込まれることから、サービスの充実を図るとともに、多様化するニーズへの対応、新たなサービスや地域資源の発掘・開発が課題となります。

除雪サービス事業の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用世帯数（世帯）	85	95	92

在宅高齢者配食サービス事業の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数（人）	61	98	111

紙オムツ利用券交付事業の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数（人）	98	96	106

緊急通報装置設置事業の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規設置台数（台）	19	26	19
廃止台数（台）	14	28	18
設置台数（台）	175	173	174

市民ふれあいサービス事業の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用会員数（人）	58	25	27
提供会員数（人）	31	29	31
派遣回数（回）	375	332	559

※平成27年度に利用会員登録者を整理

屋根雪下ろし等費用助成事業の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用世帯数（世帯）	—	44	8

※平成27年度より実施

『今後の方向性』

高齢者の在宅生活への支援としては、これまで実施してきた事業を基本としながら、多様化する高齢者ニーズに即した見直しを行うとともに、生活支援体制整備事業により配置される生活支援コーディネーターを中心として高齢者ニーズの把握に努め、地域の実情に即したサービスの開発や拡充を図ることにより、サービス需要と供給のマッチングを進めます。

また、生活支援コーディネーターを補完・協働していくために、市内の医療・介護・保健などの関係機関で構成する協議体を設置し、地域ケア会議と連携しながら地域資源の発掘・開発に努めます。

サービス情報の発信としては、広報紙を活用するとともに、ケアマネジャーや医療機関への周知などの強化を図り、サービスの積極的な活用を促すことにより、高齢者の自立した生活を支援します。

《具体的取組み》

- 除雪サービス事業
- 在宅高齢者配食サービス事業
- 紙オムツ利用券交付事業
- 緊急通報装置設置事業
- 救急医療情報キット設置の推進
- 市民ふれあいサービス事業
- 外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業
- 居宅介護住宅改修資金貸付事業
- 住宅改修支援事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 屋根雪下ろし等費用助成事業（新規）
- 生活支援体制整備事業（新規／再掲）

【施策 7】介護保険サービス等の質の向上及び適正利用の促進

『現状と課題』

介護保険制度は創設から17年が経過し、高齢者の生活を支える制度として発展・定着してきましたが、制度の普及によりサービスの利用は拡大し、介護給付費は制度創設時の約3倍となりました。

一方で、必要以上のサービスや不適切なサービスの提供といった問題もみられるようになり、これらのサービスが給付費の増加などの一端となっていることも考えられ、介護給付の適正化を推進することが重要です。

介護給付の適正化とは、「介護給付を必要とする受給者の適正な認定」「受給者が真に必要とする過不足のないサービスの提供」「事業者が適切にサービスを提供することを促す」など、これらの取組みにより適正利用の促進やサービスの質の向上を図ることです。

市では、65歳に到達された方全員に保険証と合わせてサービス利用のパンフレットを送付するとともに、介護認定の申請の際には改めて詳細な制度説明を行い、適切なサービスの利用方法などの周知を図っています。

また、サービス事業所への実地指導などを通じて法令や基準に基づく適正なサービスの提供につなげるとともに、ケアプランなどの点検を行い、各利用者に適した質の高いサービスが提供されるよう努めています。

さらには、医療情報との突合・縦覧点検の実施、住宅改修や福祉用具の購入に際しては、写真、パンフレット、見積書などによる確認を徹底するとともに、必要に応じて現地調査を行い、適切なサービス利用、適正な料金であるかの確認を行っています。

介護認定審査に関しては、審査会委員や認定調査員の積極的な研修受講、また、認定調査を外部委託した際には、全ての調査票について保険者による点検を行っています。

『今後の方向性』

介護保険サービスの適切な利用を促進するため、引き続きパンフレットの配布や広報紙への掲載、出前講座などによる制度の周知を図ります。

また、介護人材育成支援事業の実施により初任者研修の受講料の助成や初任者研修講師の養成に努めるとともに、国の施策である介護ロボットの導入支援などの事業を活用し、介護従事者の確保や負担軽減など、働きやすい環境づくりに努めます。

さらには、地域包括支援センター主催によるケアマネジャーや介護職員などを対象とした事例検討会や研修会の開催により、介護従事者の質の向上に努めるとともに、北海道が策定する介護給付適正化計画に基づき、介護給付の適正化に努めます。

《具体的取組み》

- 介護保険サービス事業所向け研修会の開催
- 介護保険サービスに関する苦情相談
- 介護給付適正化の推進
- 要介護認定適正化の推進
- 介護保険サービス事業者に対する指導監査
- 介護保険制度の普及・啓発
- 介護サービス情報の公表と第三者評価の促進
- 介護人材の育成支援事業
- 有料老人ホームの運営に対する指導監査

【施策 8】 認知症高齢者への支援体制の充実

『現状と課題』

第6期計画がスタートした平成27年の全国の65歳以上の高齢者人口は3,347万人、うち要介護（要支援）認定者数は446万人となっており、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年には、65歳以上の高齢者人口は3,677万人、うち要介護（要支援）認定者数は700万人になると見込まれ、また、日常生活に何らかの支障をきたし見守りや支援を要する認知症高齢者自立度Ⅱ以上の方は470万人になると見込まれています。

本市においても平成29年3月末時点の要介護（要支援）認定者数1,187人のうち、認知症高齢者自立度Ⅱ以上の方は690人となっており、平成27年3月末時点と比較すると人数、割合とも増加傾向にあります。

また、75歳以上の高齢者人口は、平成37年がピークとされ、今後も認知症高齢者は増加していくことが見込まれます。

本市では、平成22年度から地域における認知症の取組みを強化・推進するため、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターの指定を受けている市立病院や各関係機関と連携を図りながら、認知症施策を重点的に取り組んでいます。

具体的な取組みとしては、認知症への理解を深める認知症サポーター養成講座の実施をはじめ、平成26年度からは「認知症を抱える家族の会（ひだまりの会）」において「ひだまりカフェ」、平成27年度からは町内会や医療・介護従事者対象のカフェを開催し、地域包括支援センターとの連携により、地域で認知症を支える体制づくりに努めています。

また、同じく平成26年度からは、国が推進する「認知症初期集中支援推進事業」を開始し、市立病院認知症疾患医療センターと協力・連携のもと、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、平成25年度から取り組んでいる「地域高齢者見守り事業」との連動により、初期の認知症及び認知症の症状があるにもかかわらず支援につながっていない高齢者の早期発見・早期対応が図られています。

このほか、平成 28 年度には「認知症ケアパス（認知症ささえあい手帳）」を作成し、全戸配布を行うとともに、広報紙やホームページなどを活用して、広く認知症に関する周知を行っています。

地域で認知症に取り組む団体の活動として、平成 16 年に発足し、平成 21 年に NPO 法人となった「中空知・地域で認知症を支える会」は、認知症に関わる地域の中核団体として活動を続けており、認知症の方のマイカルテである「空知支え合い連携手帳」の作成のほか、認知症多職種事例検討会を開催し、医療・保健・介護・福祉などの多職種の連携強化にも取り組んでいます。

平成 19 年に発足した「認知症を抱える家族の会（ひだまりの会）」は、認知症の方を介護する家族の負担の軽減及び偏見のない介護しやすい地域づくりを目的として活動を続けており、家族の交流の場の定期開催のほか、研修会や施設見学会、アルツハイマーデーに合わせた街頭啓発など、認知症に関する啓発活動に取り組むとともに、認知症カフェの開催にも協力しています。

また、平成 22 年に発足した「認知症ボランティアぽっけ」は、認知症の方及び介護する家族に対して、通院の付き添い、話し相手や安否確認、家族の介護相談など、医療や介護の公的なサービスでは補えないサポートをボランティアで行っています。

このように、本市における認知症への支援は多方面から図られていますが、一方で認知症は、注意深く観察しなければ加齢による症状と見分けが付きにくいというえ、本人や家族が受診をためらったり、世間体を気にして隠したりするなど、潜在的にケアやサービスを受けていない方がいると考えられます。

認知症は、早期発見・早期治療がとても重要であり、今後も地域包括支援センターを中心に潜在者の把握に努めるとともに、認知症に対する正しい理解を広げることが重要です。

認知症カフェの実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施回数（回）	2	7	6
参加者数（人）	58	149	139

認知症サポーター養成講座の実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施回数（回）	1	4	11
受講者数（人）	8	51	179

徘徊高齢者 SOS ネットワークの実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
通報件数（件）	2	3	5

要介護者等に占める認知症高齢者の割合

	区 分	要介護(要支援)認定者数	要介護(要支援)認定者数に占める割合
平成26年3月末	総 数	1,047 人	—
	うち認知症高齢者自立度Ⅱ以上	612 人	58.5%
	うち認知症高齢者自立度Ⅲ以上	245 人	23.4%
平成29年3月末	総 数	1,187 人	—
	うち認知症高齢者自立度Ⅱ以上	690 人	58.1%
	うち認知症高齢者自立度Ⅲ以上	257 人	21.7%
平成26年3月から平成29年3月の増加率	総 数	13.4%	—
	うち認知症高齢者自立度Ⅱ以上	12.7%	
	うち認知症高齢者自立度Ⅲ以上	4.9%	

※転入により認知症高齢者自立度が不明な方を除く

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準における判定状況

区 分		要介護(要支援)認定者数	自立	I	Ⅱ a	Ⅱ b	Ⅲ a	Ⅲ b	Ⅳ	M	計
平成26年3月末	人数(人)	1,047	207	228	106	261	150	31	48	16	1,047
	要介護(要支援)認定者数に占める割合	—	19.8%	21.8%	10.1%	24.9%	14.3%	3.0%	4.6%	1.5%	100.0%
平成29年3月末	人数(人)	1,187	216	281	127	306	157	40	55	5	1,187
	要介護(要支援)認定者数に占める割合	—	18.2%	23.7%	10.7%	25.8%	13.2%	3.4%	4.6%	0.4%	100.0%
平成26年3月から平成29年3月の増加率		13.4%	4.4%	23.2%	19.8%	17.2%	4.7%	29.0%	14.6%	-68.8%	—

※転入により認知症高齢者自立度が不明な方を除く

『今後の方向性』

地域包括支援センターは、認知症の総合相談窓口として中心的役割を担っており、今後も市及び同センターが主体となり、認知症疾患医療センターやかかりつけ医などの医療機関、NPO法人、ボランティア団体、家族会などの協力のもと、早期発見・早期対応及び適切な支援につながるよう連携の強化に努めます。

また、認知症サポーター養成講座などの推進により、市民への理解をより深めることにより、地域で支えられる体制整備の構築に努めるとともに、国が掲げる「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、地域のニーズに即した支援の推進に努めます。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン） 7つの柱

I 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症は皆にとって身近な病気であることを、普及・啓発等を通じて改めて社会全体として確認

II 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

早期診断・早期対応を軸に、「本人主体」を基本とした医療・介護等の有機的連携により、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、その時の容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みの実現

III 若年性認知症施策の強化

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といい、全国で4万人近くいると言われており、若年性認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいこと等から、居場所づくり等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じる。

IV 認知症の人の介護者への支援

認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にも繋がるため、家族など介護者の精神的・身体的な負担の軽減や、生活と介護の両立を支援する取り組みを推進

V 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

生活の支援（ソフト面）、生活しやすい環境（ハード面）の整備、就労・社会参加支援及び安全確保を行い、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進

VI 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

認知症の原因となる疾患それぞれの病態解明や行動・心理症状（BPSD）等を起こすメカニズムの解明を通じて、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発を推進

VII 認知症の人やその家族の視点の重視

これまでの認知症施策は、ともすれば認知症の人を支える側の視点に偏りがちといった観点から、認知症の人やその家族の視点の重視をプランの柱の一つとして掲げている。これは他の6つの柱のすべてに共通するプラン全体の理念としている。

《具体的取組み》

認知症地域支援推進員等設置事業
認知症初期集中支援推進事業
認知症カフェ（ひだまり、町内会対象、医療・介護従事者対象）の開催
認知症ケアに携わる多職種連携の推進
認知症サポーターの養成
認知症の普及・啓発
認知症疾患医療センター及びかかりつけ医等との連携強化
NPO法人中空知・地域で認知症を支える会への支援
認知症支援ボランティアぼっけへの支援
認知症を抱える家族の会への支援
徘徊高齢者SOSネットワーク
徘徊高齢者対策

【施策 9】在宅療養体制の充実

『現状と課題』

高齢者が安心して在宅療養を続けていくためには、医療機関相互及び医療機関と介護事業所との連携を推進することが重要です。

市立病院では、退院後の在宅療養の支援や療養相談に対応するため、社会福祉士や看護師などを配置した地域医療連携室を設置し、退院調整などをケアマネジャーや訪問看護ステーションと連携して行うことにより、在宅療養の不安を解消するとともに、契約を交わした医療機関との患者情報の共有を図ることにより効率的な診療に努めています。

また、平成27年11月に運用を開始した「砂川市地域包括ケアネットワークシステム」の活用に伴い、医療機関、介護事業所、調剤薬局などによる患者情報の共有化が図られ、適切な在宅ケアにつながっています。

同ネットワークシステムの運用により在宅療養における支援が強化されたところではありますが、今後は、情報内容の充実や広域的な利用促進を図ることが課題です。

地域医療連携室の相談件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数（件）	22,047	31,350	32,588

日常生活用具貸与事業の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用件数（件）	4	1	0

◆ニーズ調査結果では

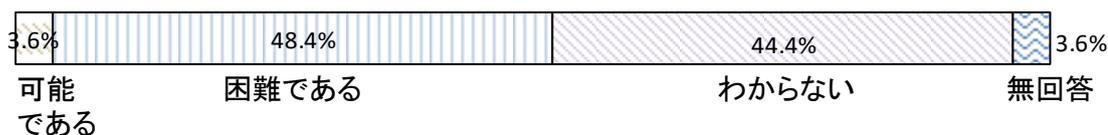
○在宅療養について知っていますか



○家の近くに安心してかかれる医療機関（かかりつけ医）はありますか



○あなたは、自宅で最期まで療養できると思いますか



『今後の方向性』

今後も市立病院を中心とした医療機関、調剤薬局、介護事業所などの医療・介護・保健に関連する施設や事業所が参画する「砂川市地域包括ケアネットワークシステム」を柱として、支援が必要な高齢者などの情報を共有し、迅速かつ的確な支援体制の構築を進めます。

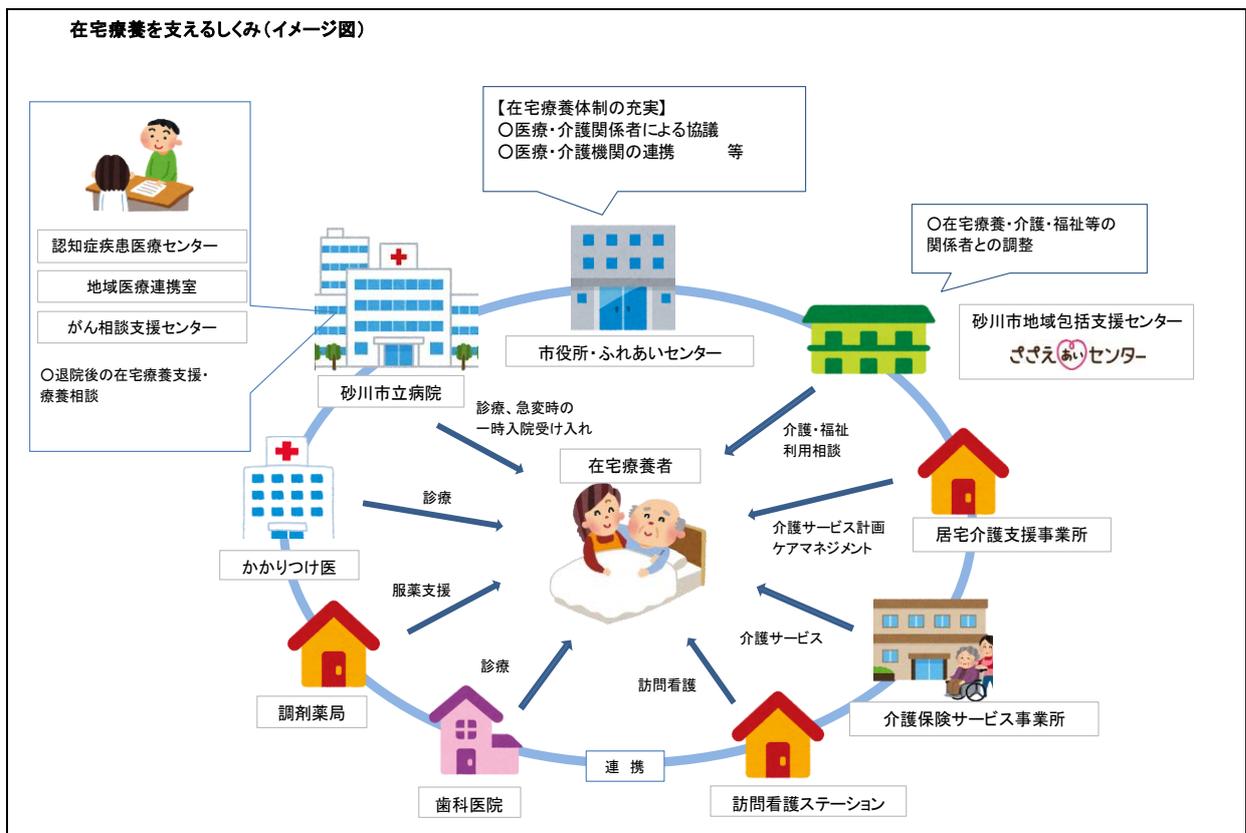
具体的には、これまでの市立病院の診療情報に加え、市の介護情報の提供についての検討を進めるとともに、市外の医療機関や介護事業所などの同ネットワークシステムへの参加拡充を推進することにより、情報の質や量の向上を図り在宅療養への支援の充実を目指します。

また、今後も市立病院、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどの関係機関と緊密な連携を図り、支援が必要な高齢者やその家族などからの相談に対応できる体制整備の構築に努めます。

そのほか、在宅療養を支えるため、生活支援サービスやリハビリテーションの充実を図るとともに、看取りを含めた在宅療養を正しく理解してもらうことが重要であることから、広報紙などを活用した市民に対する普及・啓発に努めます。

《具体的取組み》

- 訪問看護事業への支援
- 市立病院地域医療連携室との連携
- 砂川市地域包括ケアネットワークシステムの推進
- 多職種連携の推進
- 在宅療養の普及・啓発
- がん患者・家族に対する支援
- 失語症者と家族等の相談会
- 日常生活用具貸与事業



【施策 10】地域包括支援センター機能の充実

『現状と課題』

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための中心的な機関として、高齢者やその家族への総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護などの業務を行っています。

相談件数は、高齢化の進行とともに年々増加傾向にあり、平成28年度の相談延人数は、開設当初である平成18年度と比較して約9倍の1,804人に達しており、高齢者が安心して暮らしていくための地域づくりを支えています。

また、平成26年度に行ったアンケート調査では、「家族や友人・知人以外で

何かあったときの相談相手」として、「自治会・町内会」に次いで「地域包括支援センター」と回答した方が多かったことから、同年度に「ささえあいセンター」と愛称を定め、ロゴマークを新たに作成するなど、親しみやすい総合相談窓口としての周知に努めながら、高齢者が安心して暮らしていくための地域づくりを進めています。

今後の地域包括支援センターの運営に関しては、従来の役割に加え、生活支援コーディネーターと連携しながら多様化するニーズに適合した在宅高齢者の支援施策を推進するとともに、障がい者、児童などの支援を含めた地域共生社会の実現が求められることから、国の動向を注視しながら組織体制のあり方などについて協議・検討を進めることが必要です。

『今後の方向性』

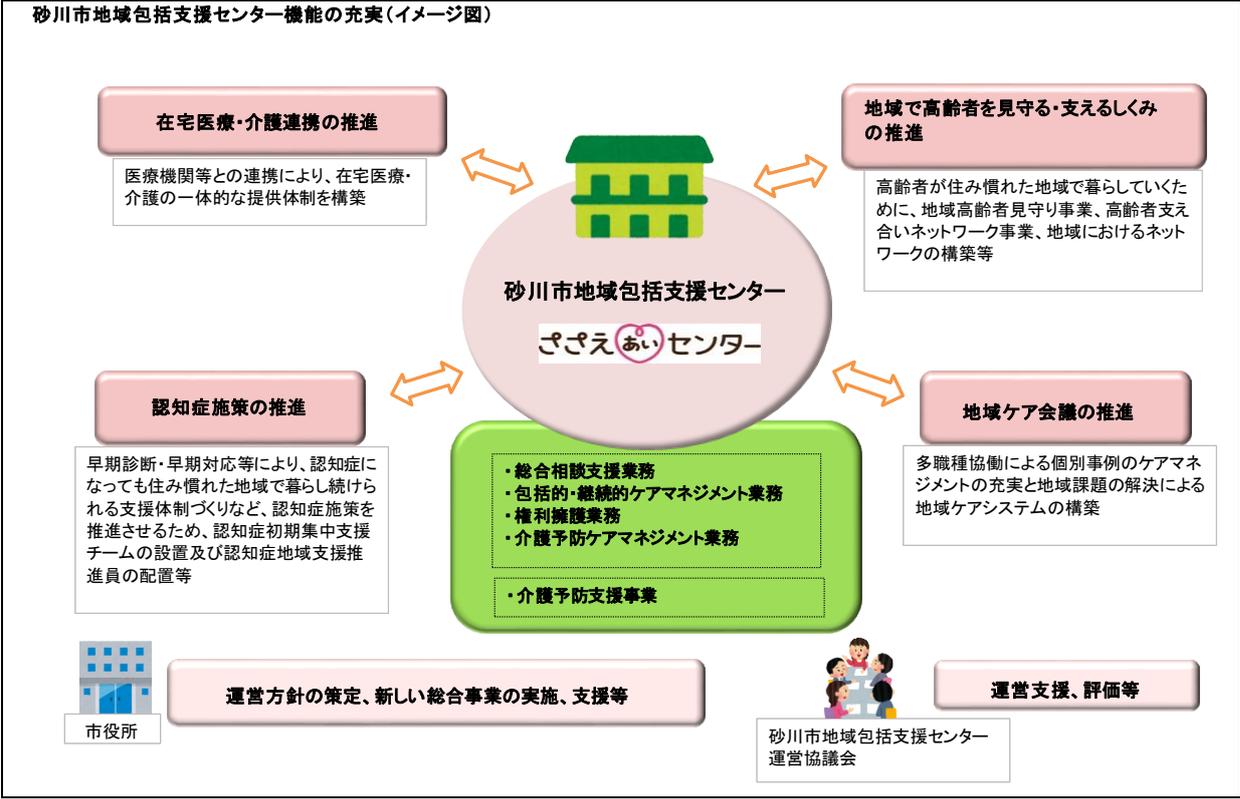
地域包括支援センターは、地域包括ケアを推進するうえで中核となる機関であり、高齢化の進行による一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、多様化するニーズなどに伴い、その役割はさらに重要となります。

引き続き総合相談窓口としての機能を充実させるとともに、在宅高齢者の支援施策を推進し、多様化するニーズに対応するべく、医療・介護・福祉・保健などの各関係機関のほか、町内会や民生委員などの地域で活動する機関との連携により、高齢者が安心して暮らしていくための地域づくりを支えていきます。

さらには、地域共生社会の実現に向けて国の動向や地域の実情を考慮しながら、組織体制のあり方などについて、関係機関と協議・検討を進めます。

《具体的取組み》

- サテライト地域包括支援センター事業
- 主治医との連携強化
- 支援困難事例等のケアマネジャーへの支援
- 地域ケア会議の開催
- ケアマネジメント実務者研修会の開催
- 地域包括支援センター運営協議会の開催
- 高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会の開催
- 高齢者虐待防止の推進
- 介護予防ケアマネジメント
- 介護保険サービス事業者向け研修会の開催（再掲）
- 介護保険サービスに関する苦情相談（再掲）
- 認知症地域支援推進員等設置事業（再掲）
- 認知症初期集中支援推進事業（再掲）



【施策 11】暮らしやすい住環境の推進

『現状と課題』

高齢期になっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、加齢による身体機能の低下に配慮した住まい・住環境の整備が必要です。

現在、本市では高齢者などが居住する住宅のバリアフリー工事に対する助成を行うほか、介護保険制度を活用して自宅に手すりの取付けや段差解消などの小規模な改修の支援を行うなど、高齢者が安心して暮らし続けられる住環境の整備に努めています。

また、安否確認などのサービスが付加された高齢者専用の公営住宅の整備や高齢化対応改善工事を行っているほか、平成29年9月末現在、市内には、民間資金による有料老人ホーム(定員237人/サービス付き高齢者向け住宅を含む)が整備されており、うち111人分については特定施設入居者生活介護の指定を行うことにより、住み慣れた地域で安心していつまでも暮らし続けられる住環境の整備に努めています。

今後も高齢化の進行による一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、サービス需要や多様化するニーズに対応した住環境の確保が重要です。

高齢者等安心住まいる(住宅改修)補助金申請状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
助成件数(件)	10	20	9

高齢者専用の公営住宅の状況

	豊栄団地	宮川中央団地 (やすらぎの家)	三砂団地	南吉野団地 (シルバー ハウジング)	道営すずらん 団地
戸数(戸)	4	10	12	11	12

◆ニーズ調査結果では

○家族構成を教えてください

高齢者のひとり暮らし世帯	夫婦2人暮らし (配偶者64歳以下)	夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上)	息子・娘との二世帯	その他の世帯	無回答
17.2%	5.5%	51.2%	9.6%	15.9%	0.6%

『今後の方向性』

高齢期になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住環境の整備を図るため、引き続き既存住宅のバリアフリー化の支援を行うとともに、公営住宅（用途廃止が決定している豊栄団地を除く）については、高齢者専用住宅の適正な管理に努めます。

また、生活支援体制整備事業の実施により、多様化する高齢者ニーズの把握に努めるとともに、平成28年6月に設置された「砂川市住み替え支援協議会」との連携により、高齢者世帯の家族構成と住宅規模のミスマッチの解消に努めます。

《具体的取組み》

高齢者等の住まいに対する助成事業
 高齢者専用の公営住宅の適正な管理
 高齢者向け住宅に関わる情報提供
 住み替えに向けた環境づくりの推進

基本目標 4 尊厳ある暮らしを支援します

生活の自立度や判断能力の低下などにより、財産管理や契約行為が難しくなった高齢者に対し、尊厳を保持するための支援が必要です。

また、高齢者への身体的・経済的な虐待のほか、いわゆる「老老介護」などは近年社会問題化しており、高齢者本人のほか、家族など、周囲が抱える問題に対するきめ細かな対応が社会全体で求められます。

国では、身上監護が必要な方の支援充実を目的として、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、本市においても法に基づき、高齢者や障がい者、またはその家族が安心して暮らせる地域社会の実現に向けた、さらなる支援体制の構築に努めます。

【施策 12】高齢者の尊厳と権利を守る支援

『現状と課題』

判断能力が低下した高齢者の権利を守る成年後見制度は、介護保険制度と同じ平成 12 年度にスタートし、本市では制度利用に対する支援制度を設けるとともに、平成 25 年度には市民後見人養成講座の開催やフォローアップ研修を実施するなど、制度の普及・啓発を行いながら、制度利用の促進に努めています。

また、平成 29 年度には成年後見支援センターを社会福祉協議会に開設し、相談窓口の一本化を図るとともに制度の周知や市民後見人の養成などを行い、同協議会が実施する日常生活自立支援事業や金銭管理等支援事業と連動しながら、権利擁護に係る支援体制の整備を行っています。

高齢者虐待への対応としては、平成 18 年度に「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことなどに伴い、地域包括支援センターなどが中心となり、「高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会」を定期的で開催し、警察署や保健所などの公的機関のほか、町内会や民生委員などの地域の関係者及び事業所との協力・連携を図り、適切かつ迅速な介入を行うことにより、高齢者に対する虐待の防止や早期発見に努めています。

今後も高齢化の進行による一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加のほか、地域のつながりの希薄化など様々な要因により、複雑な問題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、権利擁護、虐待防止などに対する適切な対応に努めます。

高齢者虐待の対応状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
養介護施設従事者などによるもの	相談・通報件数(件)	0	0	0
	虐待判断件数(件)	0	0	0
養護者によるもの	相談・通報件数(件)	6	4	7
	虐待判断件数(件)	3	3	1

日常生活自立支援事業の実施状況

	平成 26 度	平成 27 度	平成 28 年度
利用者数（人）	12	12	15

金銭管理等支援事業の実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数（件）	—	2	4

※平成 27 年度より実施

心配ごと相談所の利用状況

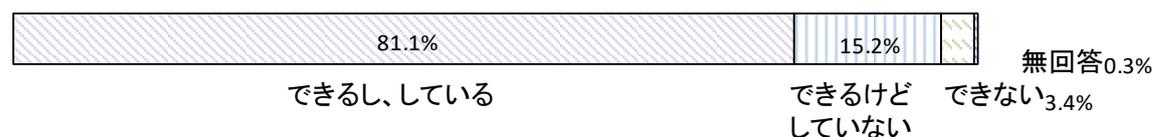
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数（件）	1	3	0

◆ニーズ調査結果では

○自分で請求書の支払いをしていますか



○自分で預貯金の出し入れをしていますか



『今後の方向性』

今後も高齢化の進行により認知症高齢者は増加することが見込まれ、それに伴い身上監護や財産管理などに関する需要が高くなることが想定されます。

本市では、平成 29 年度に開設した成年後見支援センターを相談・支援の拠点として機能させるとともに、市民後見人の育成や広報紙などを活用した市民への制度の普及・啓発に努めます。

また、成年後見制度は財産管理や契約行為への支援のほか、悪質商法などの詐欺事件への対処や定期的な見守り支援としても期待できることから、今後は法令に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定に向けて協議を進めるとともに、法人後見の実施についても検討します。

虐待防止への取組みについては、引き続き関係機関との連携を図りながら、未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

また、消費者被害防止については、引き続き消費者協会などの関係機関との連携を図るとともに、相談体制の確保のほか、出前講座の実施や広報紙などを活用した注意喚起に努めます。

《具体的取組み》

成年後見支援センター運営事業（新規）

成年後見制度利用支援事業

日常生活自立支援事業

金銭管理等支援事業（新規）

心配ごと相談所

消費生活相談

まちづくり出前講座の開催「気をつけよう悪質商法」

高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会の開催（再掲）

高齢者虐待防止の推進（再掲）

基本目標 5 支え合いのしくみづくりを進めます

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活していくためには、公的機関の支援や介護サービスのほか、高齢者の身近な存在である町内会など、地域による主体的な見守り・支え合いの支援を広げていくことが必要です。

また、高齢者への支援に限らず、高齢者を介護する家族の身体的、精神的負担を和らげる支援も必要です。

本市では、引き続き町内会などの住み慣れた地域で互いに見守り支え合う地域社会の構築を推進し、高齢者や高齢者を介護する家族への支援を行うとともに、要介護者等や障がい者などの災害弱者への災害発生時の支援体制として、避難行動要支援者名簿の整備・活用を図ります。

【施策 13】介護者への支援

『現状と課題』

高齢化や核家族化の進行により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、それに伴ういわゆる「老老介護」が社会問題化しています。

また、「老老介護」に限らず介護に関わる家族への負担は大きく、加えて平均寿命の伸びにより介護が長期化することもあり、それに伴う介護離職なども大きな社会問題となっています。

介護サービスの利用は介護する家族の負担軽減につながりますが、多くの時間を介護に費やす家族も多く、それにより地域社会と疎遠になることや、加えて介護を受ける高齢者との意思疎通が図られない場合には、身体的負担や精神

的負担にもなります。

本市では「地域高齢者見守り事業」の実施により、地域での見守り体制の構築を図り、孤立を防ぐ取組みを推進するとともに、家族介護慰労事業や介護手当支給事業により介護する家族への経済的支援にも取り組んでいます。

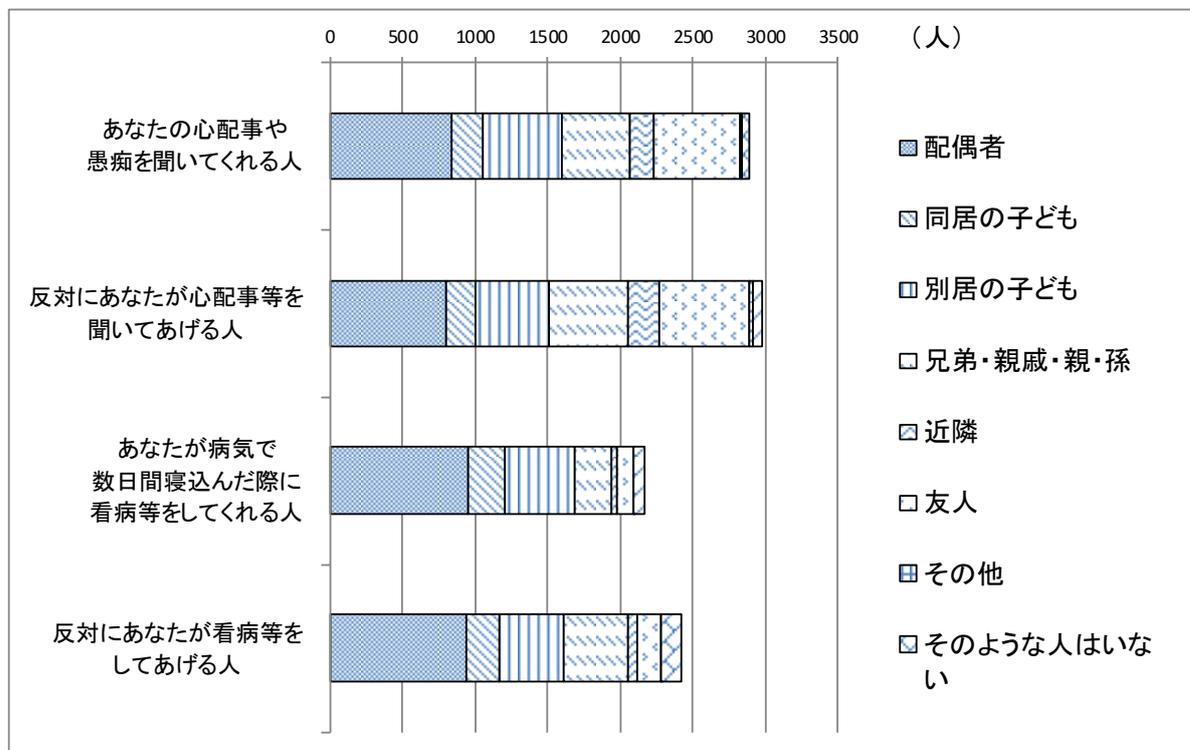
また、認知症カフェの開催や「認知症を抱える家族の会（ひだまりの会）」の活動は、介護する家族に対する心のケアにつながっています。

さらには、第6期計画期間における介護基盤の整備として、地域密着型特別養護老人ホーム（28床）及び在宅での生活を支えるため、小規模多機能型居宅介護の事業所1カ所（登録定員29人）の整備を図り、介護する家族への負担軽減に努めています。

今後も高齢化の進行により介護を必要とする高齢者は増加することが見込まれることから、高齢者や介護する家族に対する、負担軽減や孤立を防ぐための支援の充実が求められます。

◆ニーズ調査結果では

○あなたのまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします（複数回答あり）



『今後の方向性』

ニーズ調査の結果では、「たすけあいの相手」として配偶者と回答した方が多く（※54 ページ参照）、また、「家族構成を教えてください」では、夫婦2人暮らしの世帯が5割を超えており（※50 ページ参照）、今後の「老老介護」の増加が懸念されます。

引き続き「地域高齢者見守り事業」の推進により孤立を防ぐとともに、経済的支援や介護する家族に対して自主的に支援活動を行う団体などへの支援を継続します。

また、必要に応じて地域密着型サービスなどの整備や生活支援サービスの充実を図ることにより、介護する家族の負担軽減に努めます。

《具体的取組み》

地域高齢者見守り事業

家族介護慰労事業

介護手当支給事業

市民ふれあいサービス事業（再掲）

認知症カフェ（ひだまり、町内会対象、医療・介護従事者対象）の開催（再掲）

認知症支援ボランティアぼっけへの支援（再掲）

認知症を抱える家族の会への支援（再掲）

紙オムツ利用券交付事業（再掲）

【施策 14】高齢者を地域で支えるしくみづくりの充実

『現状と課題』

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護保険サービスや高齢者福祉施策によるサービスの充実に加えて、地域で高齢者を見守り支える体制を整備することが重要です。

本市では、「砂川市高齢者いきいき支え合い条例」を平成25年度に制定し、同条例の施行により、市内に住所を有する65歳以上の高齢者に係る情報の一部を高齢者の見守りに関わる町内会などに提供することが可能となり、町内会や民生委員及び地域包括支援センターとの連携により、提供した情報やそれぞれが保有する情報などを活用した見守り体制の構築を図る「地域高齢者見守り事業」が展開されています。

また、「砂川市高齢者支え合いネットワーク事業」では、市内で活動する事業者との連携による重層的な見守り体制の構築が図られ、社会福祉協議会では「小地域ネットワーク活動推進事業」のほか、地域での幅広いコーディネートを行うなど、多種多様な地域活動に対する支援が図られています。

さらには、要介護者等や障がい者など、特に避難支援を必要とする方を把握するため避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時などの支援体制の整備を図っています。

今後も支援を必要とする高齢者は増加することが見込まれることから、引き続き関係機関との連携により対象者の的確な把握に努めるとともに、地域で高齢者を見守り支える活動の推進を図ることが必要です。

除雪ボランティア事業の実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施世帯件数 (件)	23	28	—
協力人数 (人)	194	245	—

※平成 28 年度は少雪のため未実施

ボランティア活動器材等貸出事業の実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
貸出件数 (件)	20	29	26

『今後の方向性』

高齢者が必要な支援を受け、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、町内会・自治会、民生委員、介護事業所、ボランティア団体などの協力を得ながら、引き続き効果的・効率的な見守り活動の推進に努めます。

また、生活支援体制整備事業の実施により配置される生活支援コーディネーターを中心として、地域ニーズの把握に努めるとともに、必要なサービスの検討・開発を進めるほか、見守りの担い手として若年層を含めた多くの参加を促すとともに、「元気な高齢者」が支援を必要とする高齢者を見守り支える側になることにより、生きがいがつくりにつながるよう環境の整備に努めます。

さらには、社会福祉協議会の「小地域ネットワーク活動推進事業」との連携やボランティア団体などの協力により、支援を必要とする高齢者への見守りの輪を広げる働きかけの推進及び総合事業によるボランティアの育成や活動情報の提供などに努めます。

また、災害発生時などの迅速かつ的確な対応を図るため、引き続き避難行動要支援者名簿の整備を図ります。

《具体的取組み》

- 高齢者情報提供事業
- 高齢者支え合いネットワーク事業
- 民生委員による相談及び見守り活動
- 除雪ボランティア事業
- ボランティア活動器材等貸出事業
- 小地域ネットワーク活動推進事業
- 避難行動要支援者名簿の整備
- 救急医療情報キット設置の推進（再掲）

市民ふれあいサービス事業（再掲）
地域高齢者見守り事業（再掲）
生活支援体制整備事業（新規／再掲）